

令和6年度第1回子ども・子育て会議 次第

○と き 令和6年4月25日(木) 午前10時00分
○ところ 上越文化会館 大会議室(4階)

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員自己紹介

5 会長・副会長の選任

6 議 事

(1) 子ども・子育て会議について …資料1、資料2

(2) 「上越市こども計画」の策定について …資料3

(3) 「上越市こども計画」の施策の体系について …資料4

(4) 子どもの生活実態に関するアンケート調査の結果について …資料5

(5) その他

7 閉 会

子ども・子育て会議について

1 会議の位置付け

上越市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 72 条の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置。

※「上越市子ども・子育て会議条例」 資料 2 のとおり

2 会議の趣旨・目的

子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「上越市子ども・子育て支援総合計画」等に反映させます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、上越市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

3 会議の審議事項【子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項（抜粋）】

- ①教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関すること。
- ②地域型保育事業（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員の設定に関すること。
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関すること。
- ④子ども・子育て支援施策に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

【①②の利用定員について】

施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。

4 令和 6 年度に予定している主な審議事項

- 子ども・子育て支援総合計画における個別事業の進捗管理について
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議
- 上越市こども計画の策定について

○上越市子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第54号

改正 令和2年3月26日条例第5号

令和2年3月26日条例第15号

令和5年3月24日条例第2号

令和5年3月24日条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 上越市子どもの権利に関する条例（平成20年上越市条例第4号）第1条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する23人以内の委員をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・子育て部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和5年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「上越市こども計画」の策定について

こども基本法に基づく、国の「こども大綱」等を踏まえ、「上越市こども計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進することで、誰もが安心して子どもを産み育て、地域全体で子育てを支える仕組みを強化するとともに、全てのこども・子育てに関わる人が自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組む。

【国】こども大綱

(R5年12月22日閣議決定)

こども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、推進するために必要な事項について定めたもの

- 少子化社会対策基本法
- 子どもの貧困対策推進に関する法律

○子ども・若者育成支援推進法

勘案

【上越市こども計画】

(R7年3月策定予定)

市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定する（努力義務）

包含する必要がある計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- 子どもの貧困対策計画

新たに包含

●子ども・若者計画

継承

上越市子ども・子育て支援総合計画 (R2～R6年度)

これまでの「子ども・子育て支援事業計画」と「第2期子どもの権利基本計画」を一体化し、子どもの貧困対策を包含して策定したもの（※R6年度計画期間終了）

包含している計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- 子どもの貧困対策計画

◆策定スケジュール	◇令和6年度												
主な項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画策定	■骨子案	→		■構成案	→		■素案	■計画案	→				計画策定
子ども・子育て会議	■第1回			■第2回			■第3回	■第4回				■第5回	
パブリックコメント										■パブコメ			
意見聴取等	■子育て団体等意見交換			---			---			---			
	■北城高校・関根学園・上教大・看護大				■小・中学生（夏のイベント等）								

【国】こども大綱

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(well-being)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

■基本的な方針

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図る
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていく
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する
- ⑥施策の整合性を確保し、民間団体等との連携を重視する

◆新たな課題やニーズ

- ヤングケアラー ○セーフティネットの強化
- こどもの居場所 ○自然、文化、社会的な体験
- こども人権 ○インクルーシブな意識や考え方
- 妊娠期からの切れ目のない支援

上越市第7次総合計画

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

■関連する主な基本目標

- 1 支え合い生き生きと暮らせるまち
- 3 誰もが活躍できるまち
- 5 次代を担うひとを育むまち

★切れ目のない子育て支援 ★子育て環境の充実

【上越市こども計画】

■策定に向けた基本的な考え方

- 国の「こども大綱」及び今後、策定される「新潟県こども計画」を勘案し、「上越市こども計画」を策定する
- 「上越市第7次総合計画」にかかげる基本目標の下、「上越市子ども・子育て支援総合計画」を継承する形で策定する
- 新たに、こども・若者計画を包含するとともに、社会経済情勢や子育て環境の変化に伴う新たな課題やニーズに対応した計画とする
- 策定に当たっては、子ども・子育て会議で検討するほかこども・若者、子育て当事者、団体等の意見を聴き、計画に反映するよう努める

「上越市こども計画」施策の体系について

1. 現状と課題

現状(現計画における取組)

- 令和3年度
 - ・障害のある児童が集団生活に適應する環境を整えるため、保育所等訪問支援事業を開始
 - ・ファミリーサポートセンター事業において支援対象年齢の上限を12歳から18歳に引き上げ
- 令和4年度
 - ・私立高等学校学費助成補助金の助成対象を拡大
 - ・ファミリーサポートセンター事業において病児の預かり対応を開始
 - ・2歳児における保育料の軽減措置の対象を拡充
 - ・病児保育室において送迎対応病児事業を開始
 - ・心身の不調や育児不安を抱える産婦に対する、訪問型産後ケア事業を開始
 - ・出産・子育て応援ギフト(妊娠届出時、出産届出後にそれぞれ5万円)の支給を開始
- 令和5年度
 - ・医療的ケア児等の日中一時預かりを開始
 - ・子ども医療費を市民税非課税世帯の高校卒業相当年齢まで無償化
 - ・ファミリーサポートセンター事業において利用料金の助成対象を児童扶養手当受給世帯まで拡充
 - ・はじめての絵本事業を開始

こども大綱による新たな視点

- こども・若者のウェルビーイングの向上
- こども家庭センターにおける切れ目のない支援体制の構築
- こども・若者の意見聴取
- こども・若者が活躍できる機会づくり(異文化や多様な価値観の育成、在留外国人のこども・若者への支援)
- ジェンダーギャップの解消
- 母子保健情報のデジタル化
- 地域や保育所等におけるインクルージョンの推進
- ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策と自殺予防教育
- 情報リテラシー教育の推進
- こども誰でも通園制度の実施
- 不登校のこどもへの支援
- 若者に対する就労や起業への支援
- 結婚を希望する人への支援
- 共働き・共育での推進
- こどもに届く生活・学習支援の推進
- 養育費に関する相談支援や取決めへの促進

主な課題

市民の声や取組から見てきた主な課題

- 切れ目のない子育て支援
- 障害を持つこどもへの支援体制の充実
- 外国人の子育て家庭への支援
- 保育士等の人材確保及び処遇改善
- 児童虐待の未然防止・早期発見
- 体験格差
- 中学生のスポーツ・文化芸術活動の環境整備
- 若者の就労・自立支援

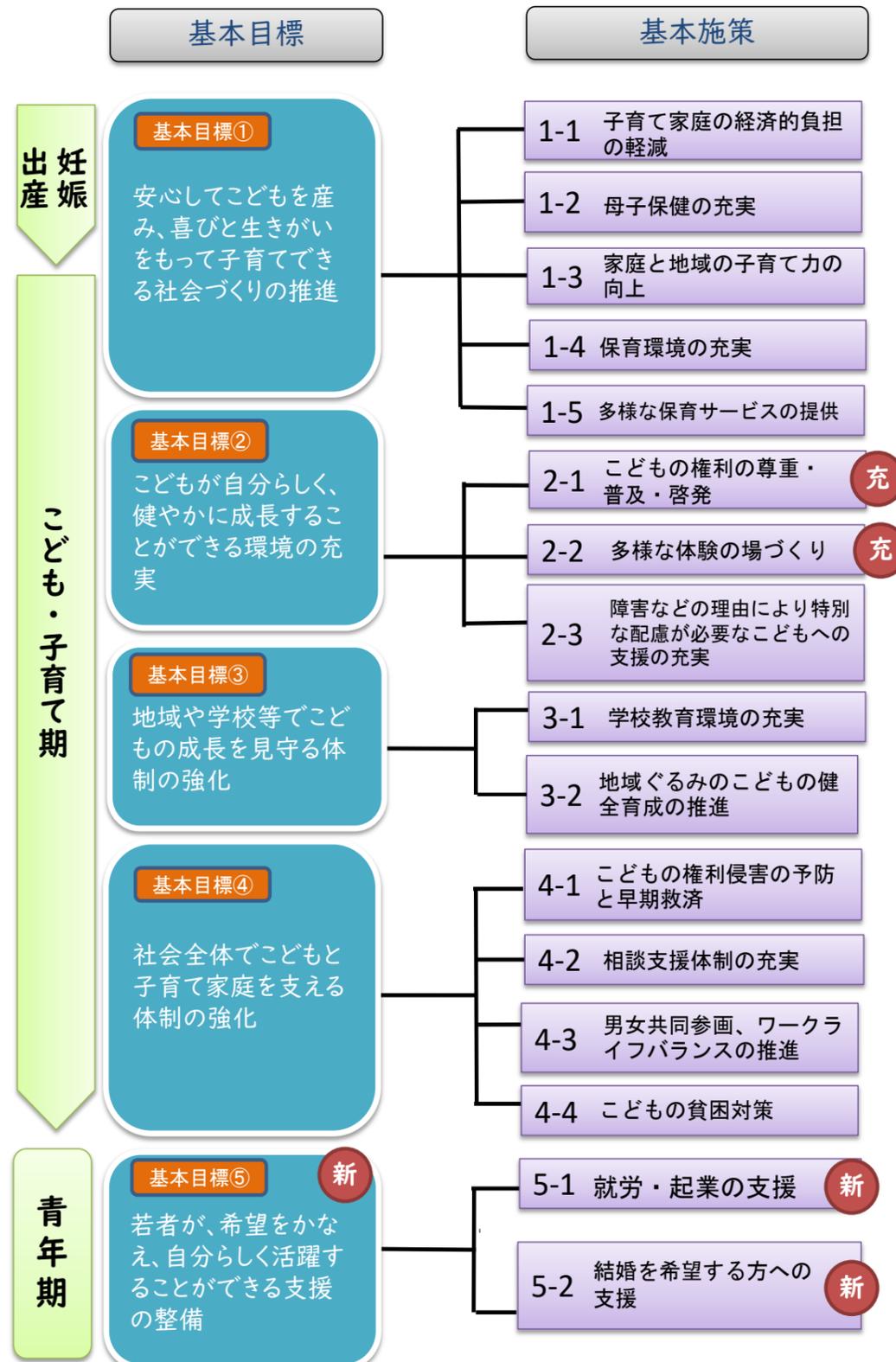
アンケート調査から見てきた主な課題

- ふたり親世帯に比べ、母子世帯において生活に困っている割合が高い
- 一般層に比べ、困窮層のこどもの体験機会の割合が低い
- こどもにおいて、「専門学校」や「大学」への進学希望と現実が異なる状況が見られ、その理由は「自分の学力」、「経済的な問題」が上位にあがっている
- こどものヤングケアラーの認知度が低い
- 養育費の受け取りが40%程度に留まっている
- 母親の就労割合が増えている

2. 施策の体系(案)

基本理念

みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来



1. アンケート調査の概要について

(1) 調査の目的

本アンケート調査は、今年度策定する「上越市こども計画」の検討に当たっての基礎資料とするため、市内の子どものいる世帯の生活実態等を把握するとともに、こども・子育て世帯を取り巻く現状や、抱えている課題を整理することを目的として実施しました。

(2) アンケート調査期間

令和5年11月22日～12月11日

(3) アンケートの配付及び回答方法

保育園や小中学校等を通じてアンケート調査協力依頼文を配付し、上越市電子申請システムを活用したweb回答としました。

(4) 配付数、回収数、回収率

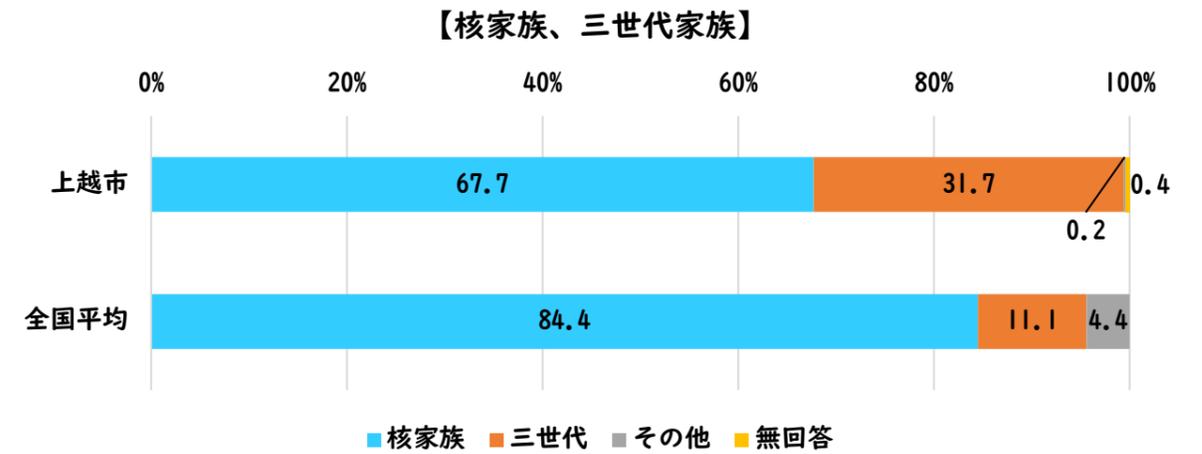
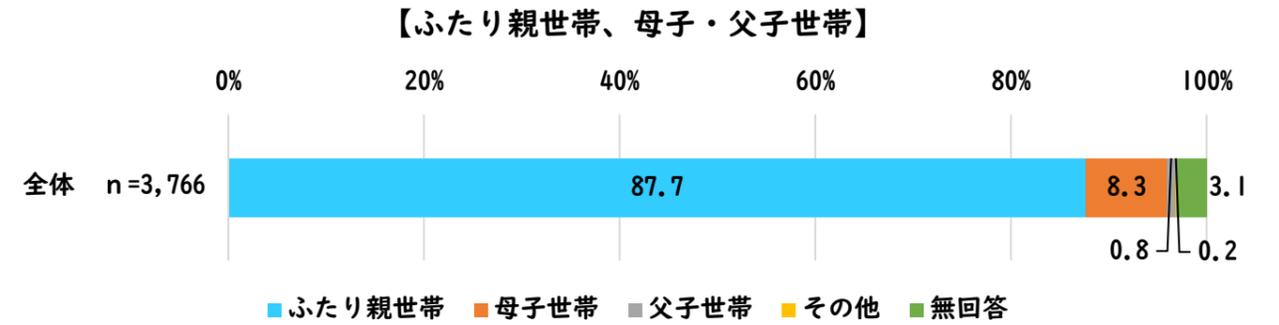
区分	子ども			保護者		
	人数	回収数	回収率	人数	回収数	回収率
年長児	—	—	—	1,306人	682人	52.2%
小学校3年生	—	—	—	1,432人	1,051人	73.4%
小学校6年生	1,524人	686人	44.9%	1,524人	1,004人	65.9%
中学校2年生	1,586人	571人	35.9%	1,586人	1,029人	64.9%
合計	3,110人	1,257人	40.3%	5,848人	3,766人	64.4%

(5) 集計結果の見方

- ・ 図表中の「n」は各質問の回答数を示しています。
- ・ 比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・ 複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%となりません。
- ・ 掲載した質問文、選択肢は簡略化してある場合があります。
- ・ 比較できる質問は平成30年度調査(有効回収数:5,616人)の結果と比較をしています。
- ・ 「両親が同居する世帯」を「ふたり親世帯」としています。

(6) 世帯構造

- ◆ 子どものいる世帯の構造は、「ふたり親世帯」が87.7%で、「母子世帯」が8.3%、「父子世帯」が0.8%でした。また「核家族」が67.7%、「三世代家族」が31.7%となっており、全国平均と比較すると「核家族世帯」の割合は16.7ポイント(以下「pt」という。)低く、「三世代家族」の割合が20.6pt高い結果となりました。



※令和4年度国民生活基礎調査の「児童のいる世帯の状況 表5」の値をグラフ化

2. アンケート調査結果について

(1) 経済的状況について

◆ 国が公表している「令和4年国民生活基礎調査」における「相対的貧困層の算出方法（考え方）」及び「1世帯当たり平均所得金額」を参考とし、世帯人数ごとの「困窮層該当年収」の基準を定めた上で、保護者の「令和4年中の世帯全員の収入の合計額」の回答から、この基準を上回る世帯を「一般層」、下回る世帯を「困窮層」と位置付けました。

世帯人数ごとに定めた「困窮層該当年収」の基準から、全体の83.0%が「一般層」に、また、13.7%が「困窮層」に区分されました。お子さんと現在同居している人、同居しているきょうだいの人数から世帯人員数が推定できない場合、もしくは令和4年中の世帯年収に回答していない場合を「無回答」とし、3.4%となりました。

母子世帯の56.7%が困窮層であり、母子世帯における経済的な負担が大きいことが伺えます。

それぞれの層における直近1年間の生活世帯収入を見ると、困窮層では「年収250万円～300万円未満」が18.9%で最も多く、全体の64.2%が「300万円未満」の世帯となっています。

一般層では、「年収700万円以上」の層が36.2%で最も多く、全体の66.1%の世帯が「年収550万円以上」でした。

【世帯人数ごとの困窮層区分】

世帯人数	困窮層該当年収	世帯人数	困窮層該当年収
2人	200万円未満	6人	400万円未満
3人	250万円未満	7人	
4人	300万円未満	8人	
5人	350万円未満	9人	
		10人以上	550万円未満

【当市と国の調査における困窮層算出に用いる指標の相違点】

<雇用者所得の場合>

収入（当市指標）

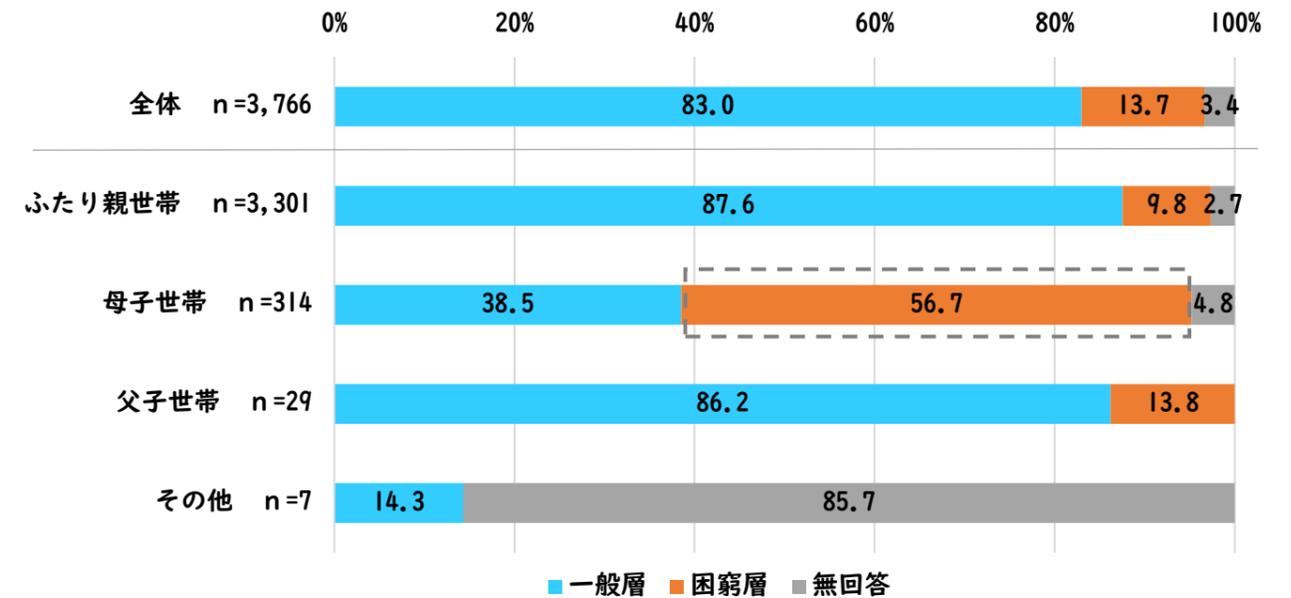


（参考）

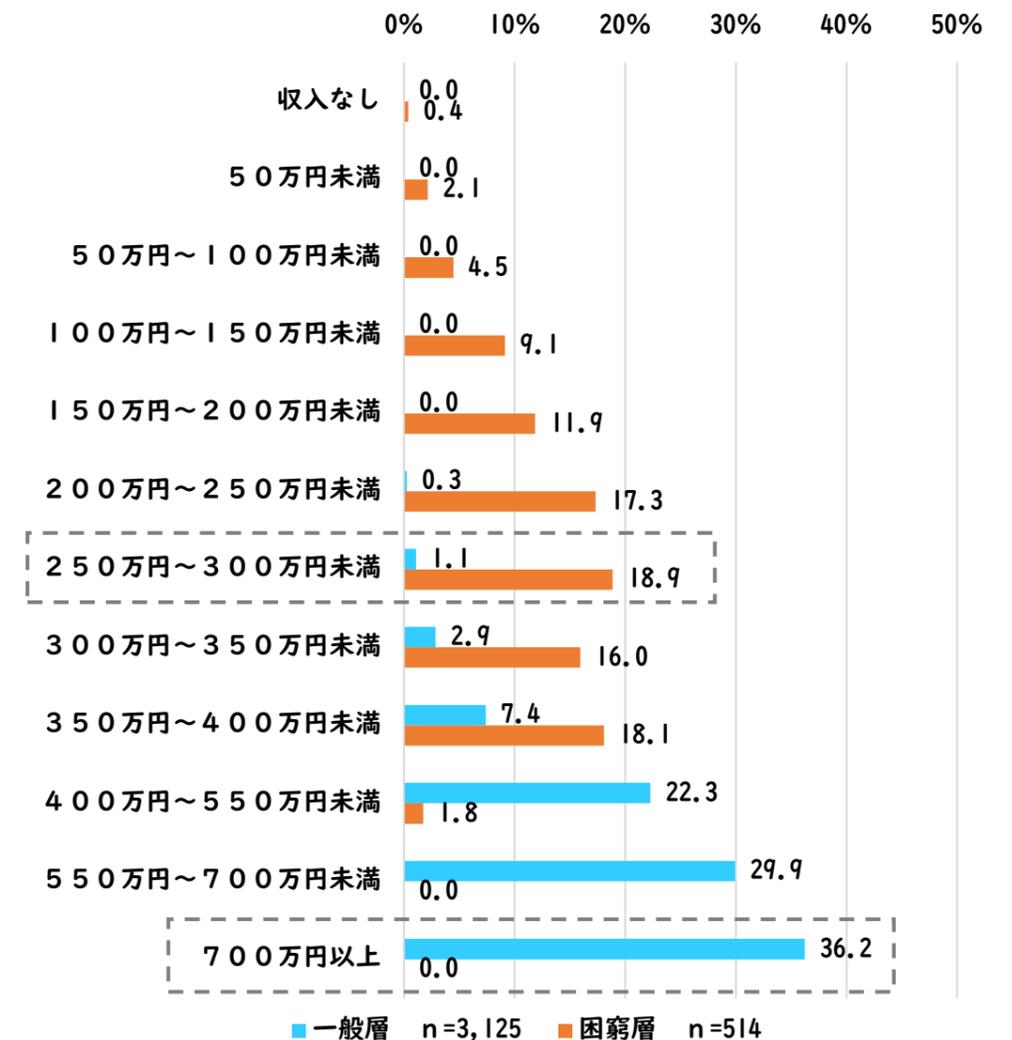
※「令和4年国民生活基礎調査」における相対的貧困率は15.4%

※当市と国では、調査における収入の捉え方や対象範囲等に相違があるため、一概に比較することはできない。

【一般層と困窮層】



【直近1年間の生活世帯収入】

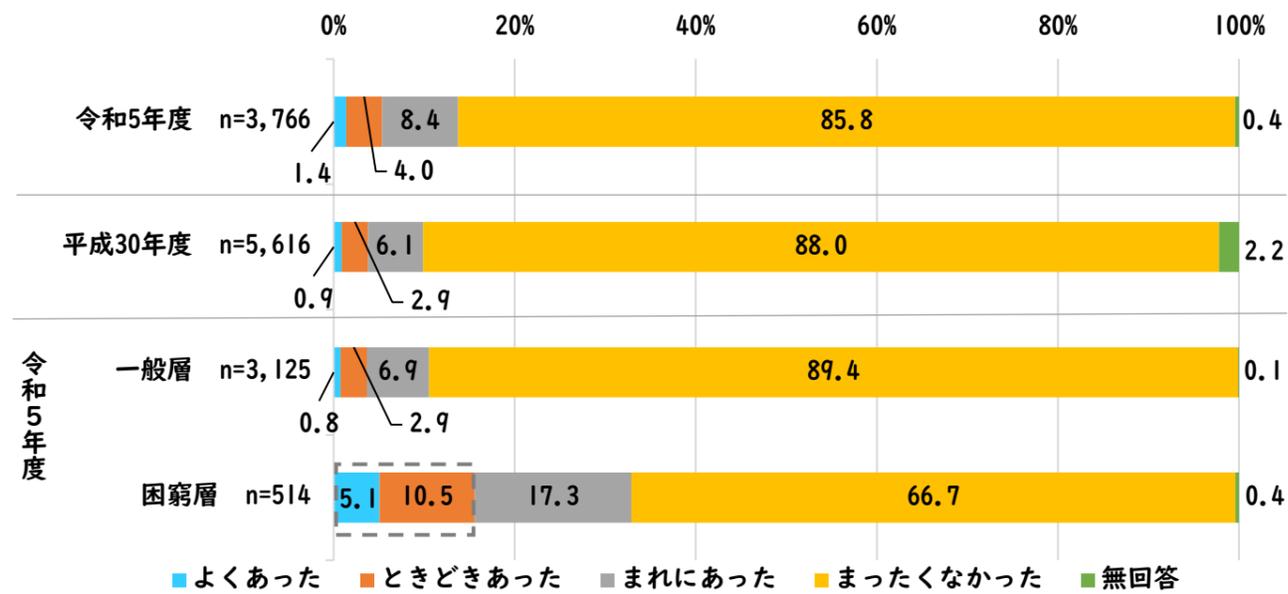


◆ 家族が必要な食糧を買えなかった経験及びお子さんを塾や習い事に通わせることができなかった経験が、「よくあった」「ときどきあった」と回答する割合は、いずれも困窮層が一般層を上回る結果となりました。

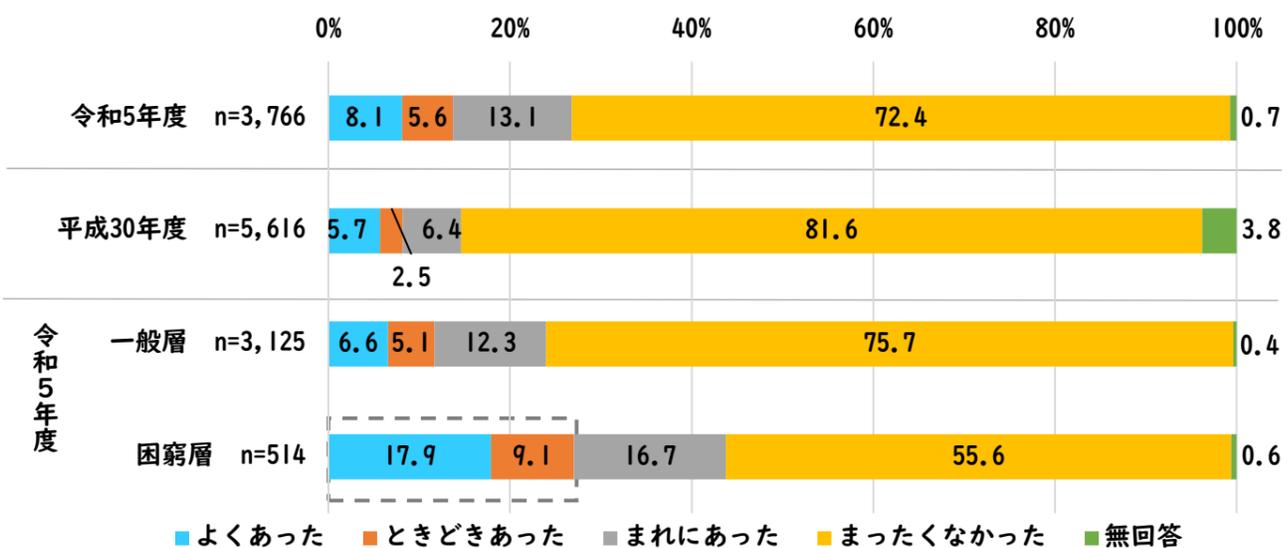
一方、塾などに通わせることができなかった経験が、「よくあった」「ときどきあった」と回答する割合は、食糧のそれに比べて一般層、困窮層ともに高く、特に困窮層に顕著となっており、生活必需品の支払いを優先し、塾などに通わせる経費が後回しになっている状況が伺えます。

現在の暮らしの状況において「大変苦しい」「やや苦しい」の合算値は、一般層が38.5%であるのに対して、困窮層は69.4%と30.9pt高くなっています。収入層の区分に関わらず、日常生活における経済的負担を感じている世帯の存在が認められます。

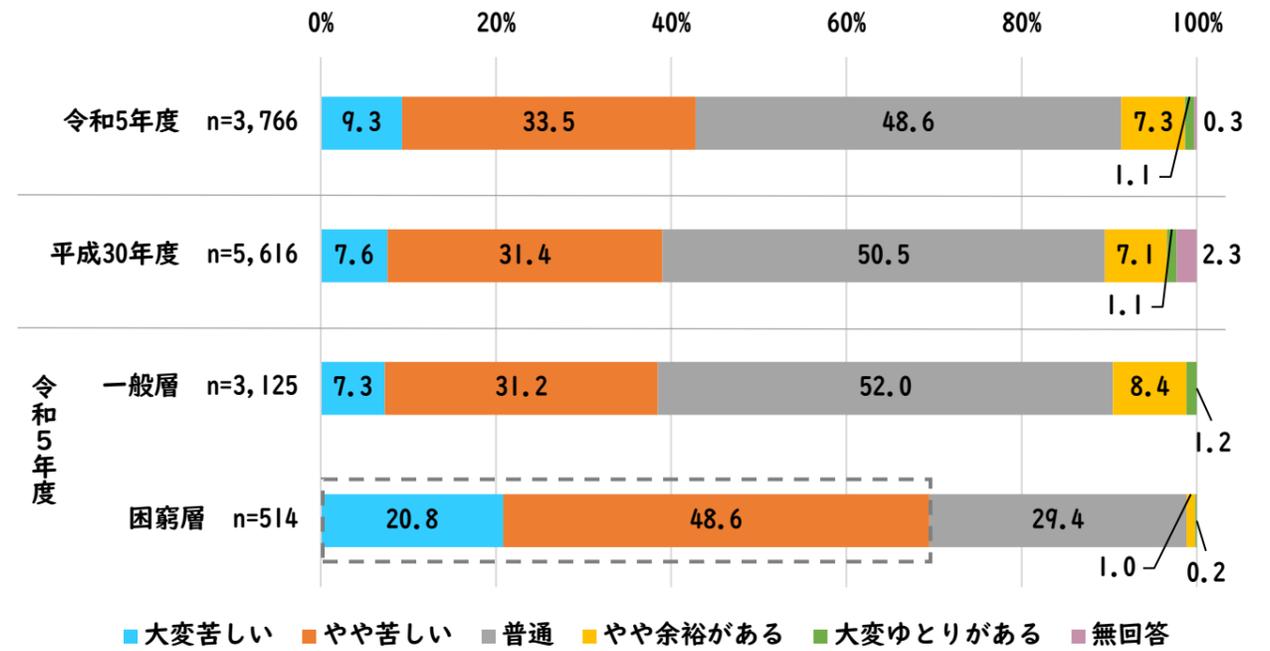
【経済的な理由で、家族が必要な食糧を買えなかった経験の有無】



【経済的な理由で、お子さんを塾や習い事に通わせることができなかった経験の有無】



【世帯の現在の暮らしの状況】

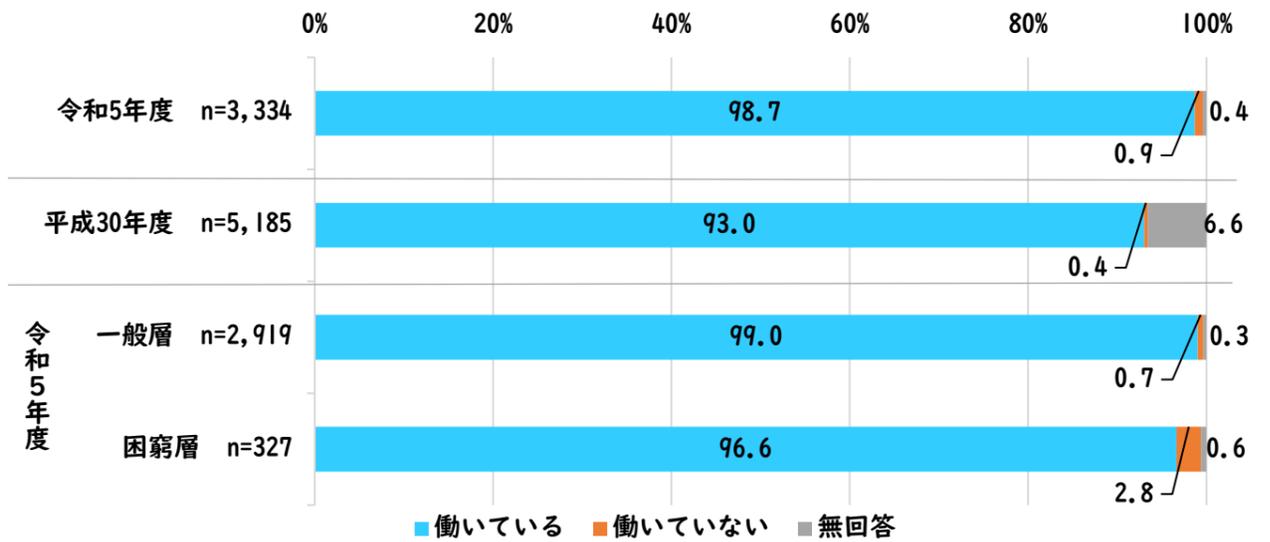


(2) 保護者の状況について

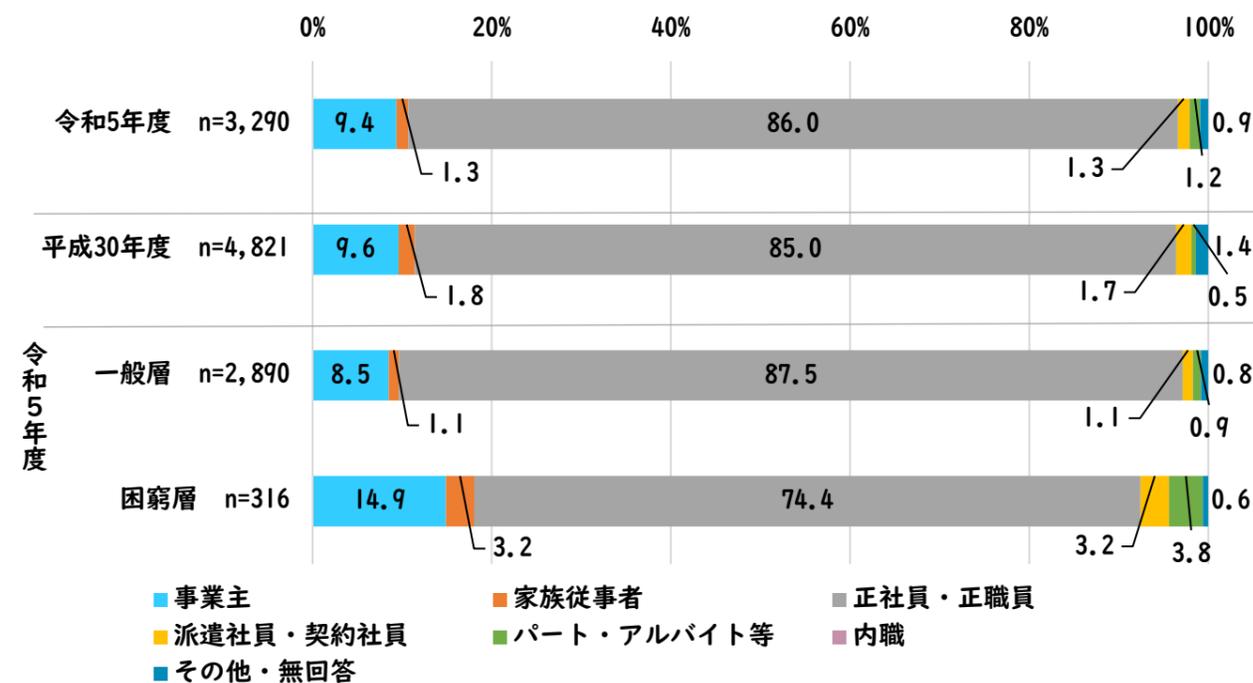
◆ 父親の就労状況については、一般層と困窮層に大きな差はなく、就労率は98.7%でした。勤務形態については86.0%が「正社員・正職員」となっています。

母親の就労状況については、一般層の90.7%が「働いている」と回答したのに対し、困窮層は83.7%と7pt低い結果となりました。勤務形態の全体では、平成30年度に比べ、「正社員・正職員」の割合が増加し、「パート・アルバイト」の割合が減少する結果となりました。

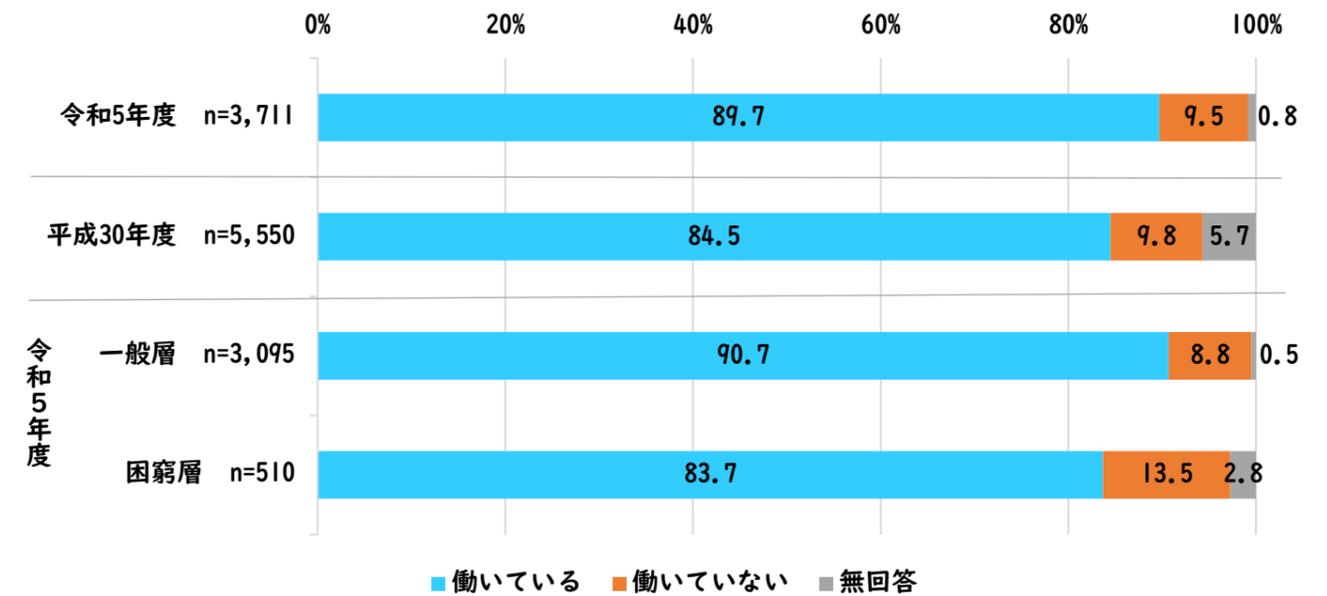
【父親の就労状況】



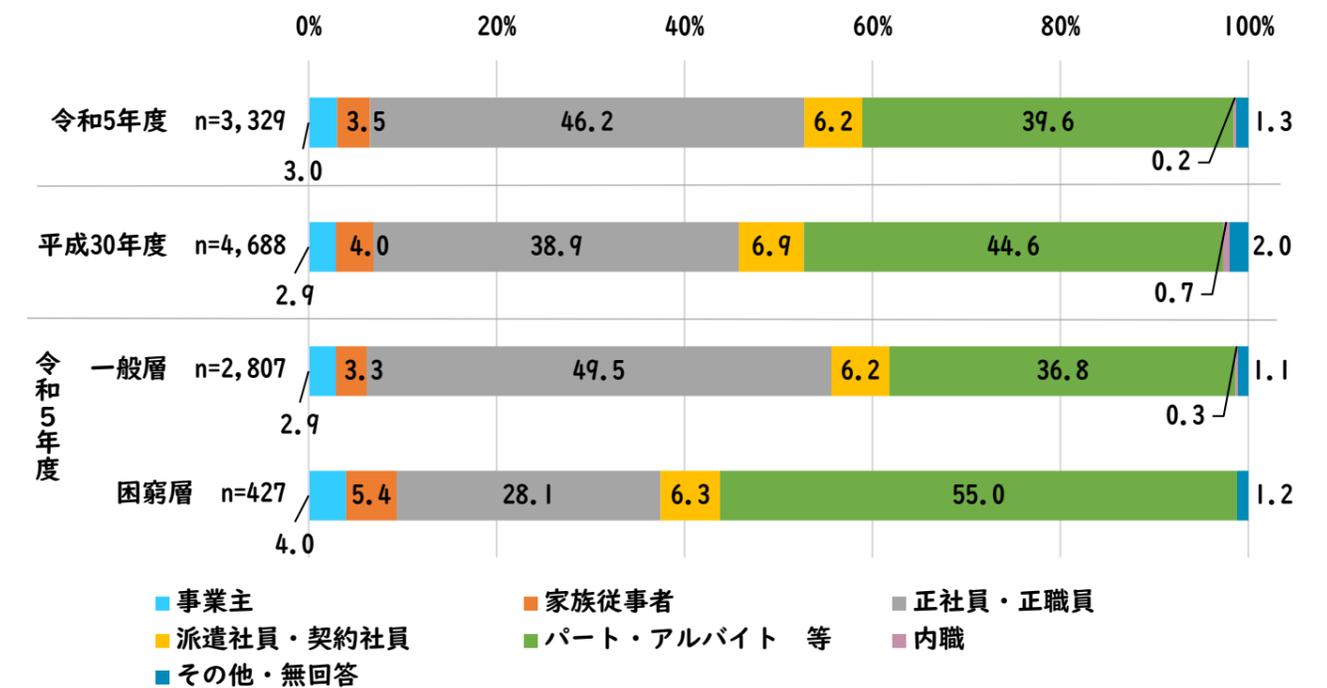
【父親の勤務の形態】



【母親の就労状況】

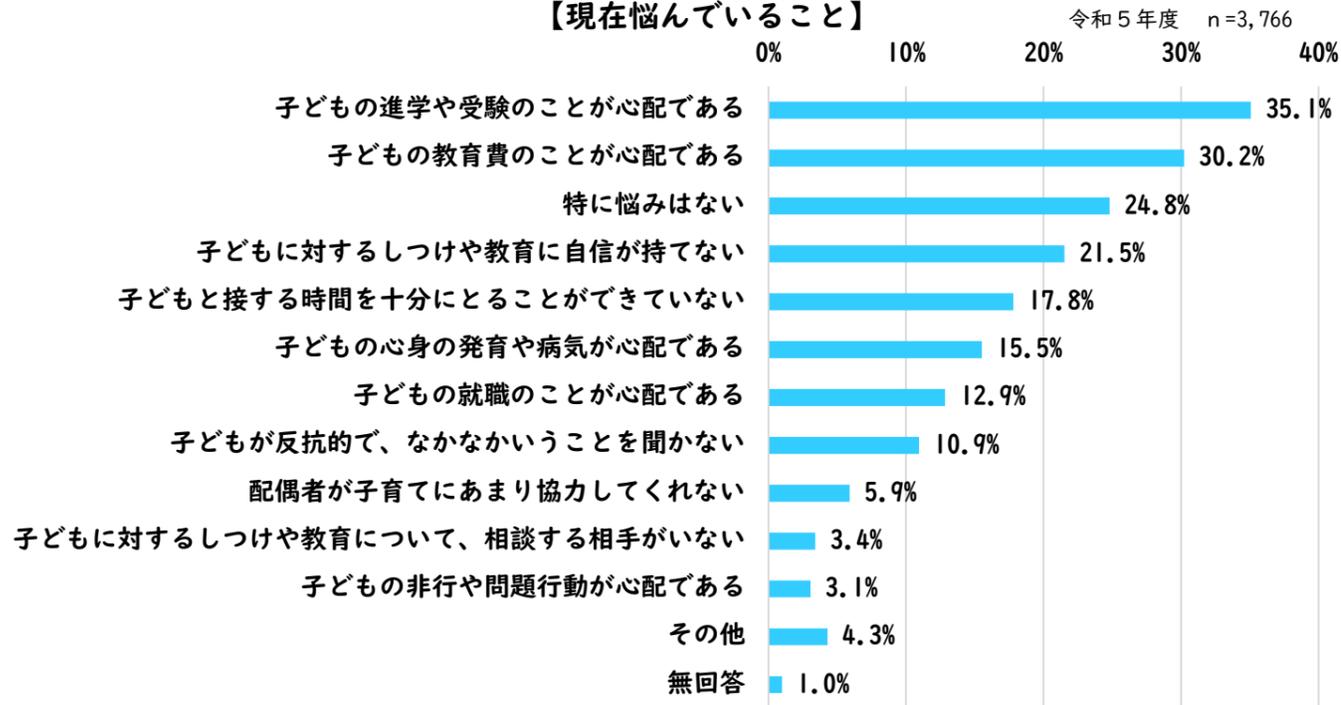


【母親の勤務の形態】

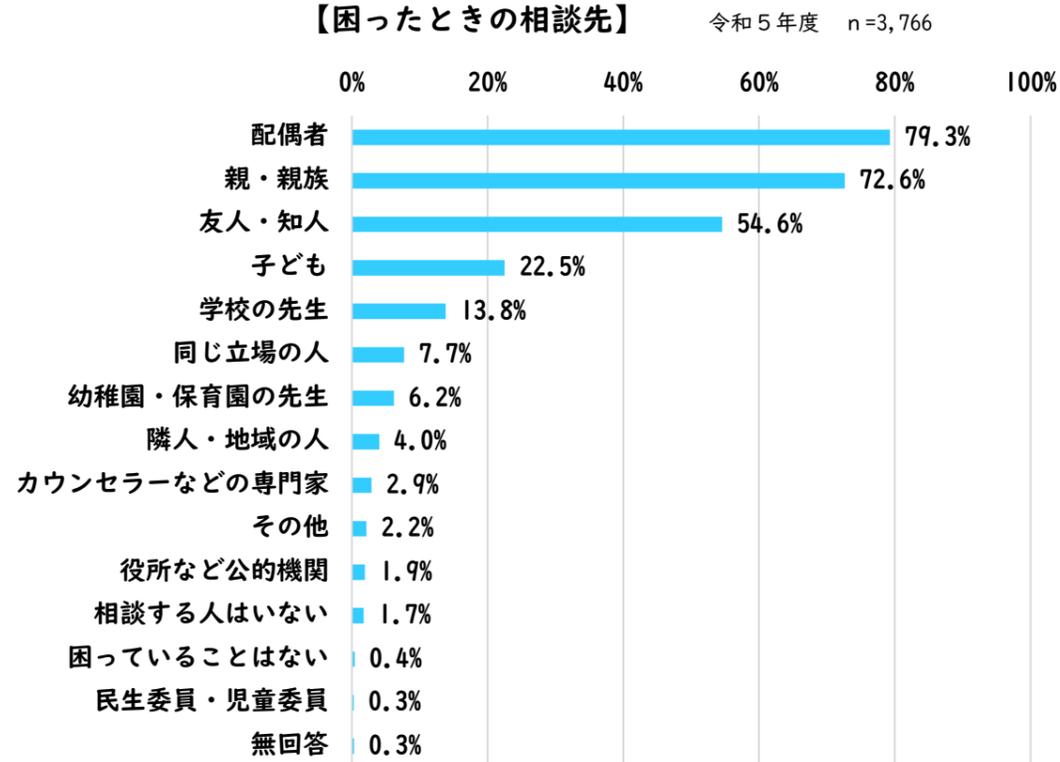


◆ お子さんのことで現在悩んでいることについて、「子どもの進学や受験のことが心配である」が35.1%で最も多く、次いで「子どもの教育費のことが心配である」が30.2%で、子どもの進学や教育費に関する悩みが高い結果となりました。また、「特に悩みはない」とする回答が24.8%でした。
相談相手は、「配偶者」が79.3%で最も多く、次いで「親・親族」が72.6%という結果になりました。

【現在悩んでいること】



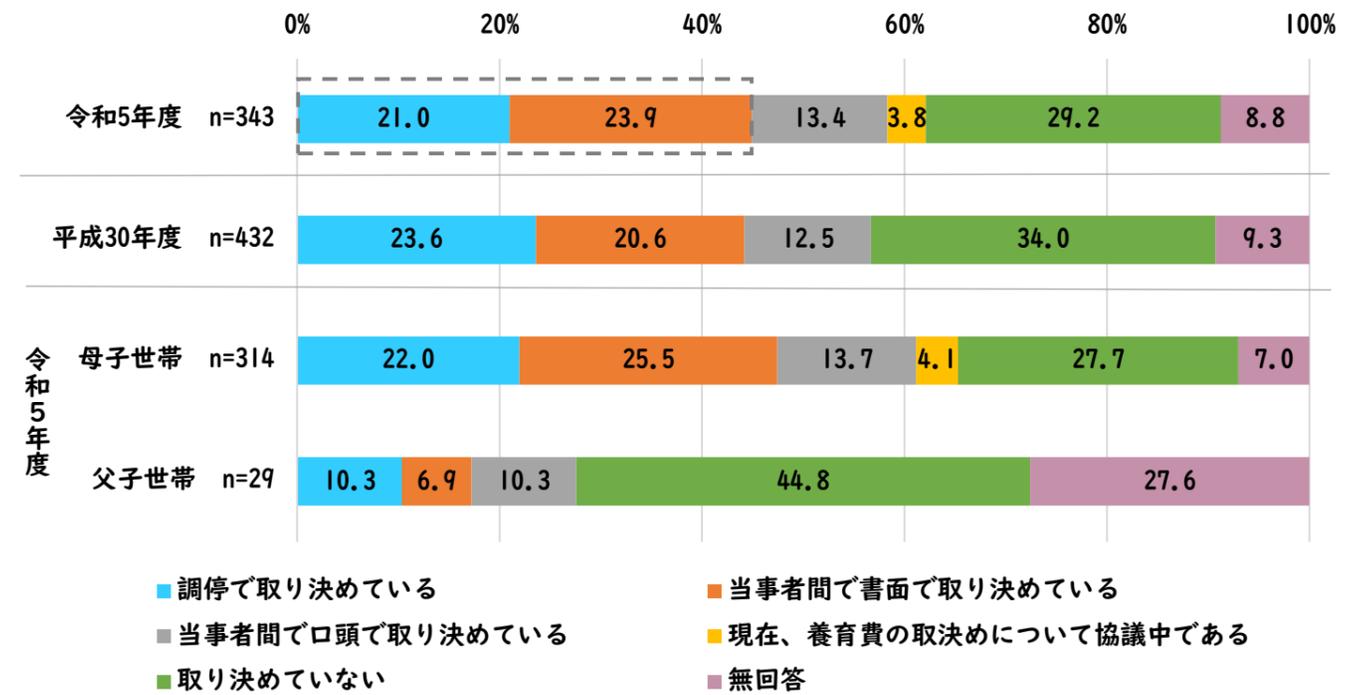
【困ったときの相談先】



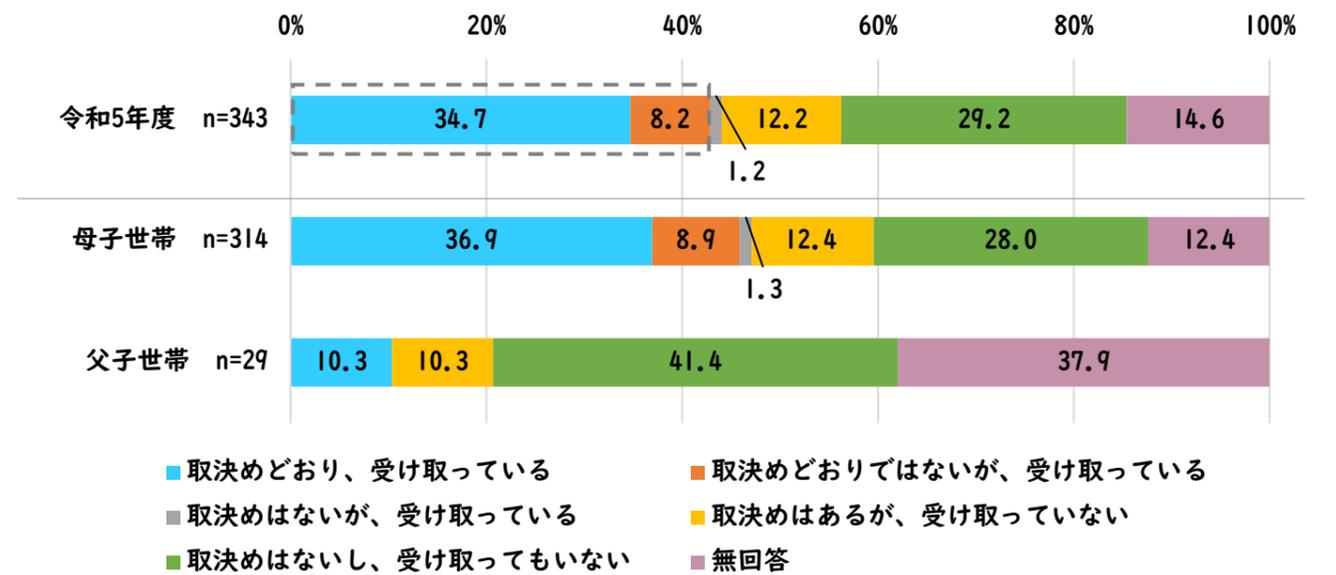
◆ 養育費の取決めの有無（ひとり親世帯のみ）について、調停や書面で取り決めていない割合は44.9%となっています。

また、「取決めどおり、受け取っている」「取決めどおりではないが、受け取っている」の合算値は42.9%であり、養育費について調停や書面で取り決めることが受け取りにつながるものが推察されます。

【養育費についての取決めの有無】



【養育費を受け取ったことがあるか】



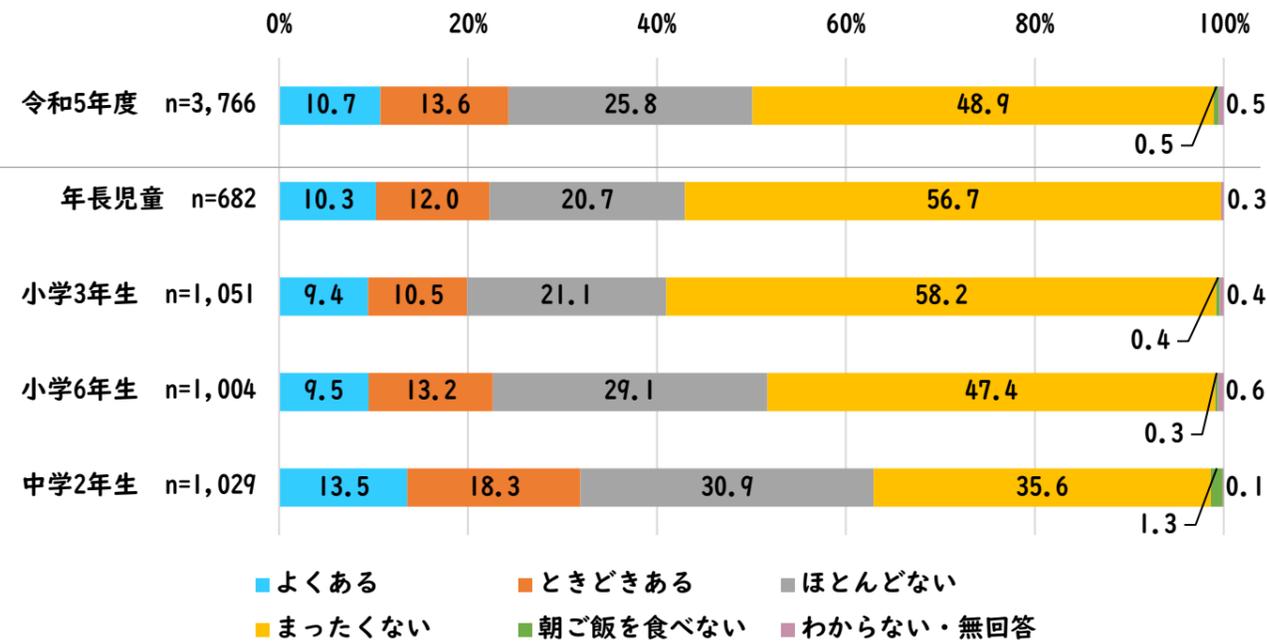
(3) 子どもの普段の生活について

◆ 子どもの孤食について、子どもだけで朝食を食べる頻度は、全体の10.7%が「よくある」と回答しています。

また、子どもだけで夕食を食べる頻度については全体の1.6%が「よくある」と回答しています。

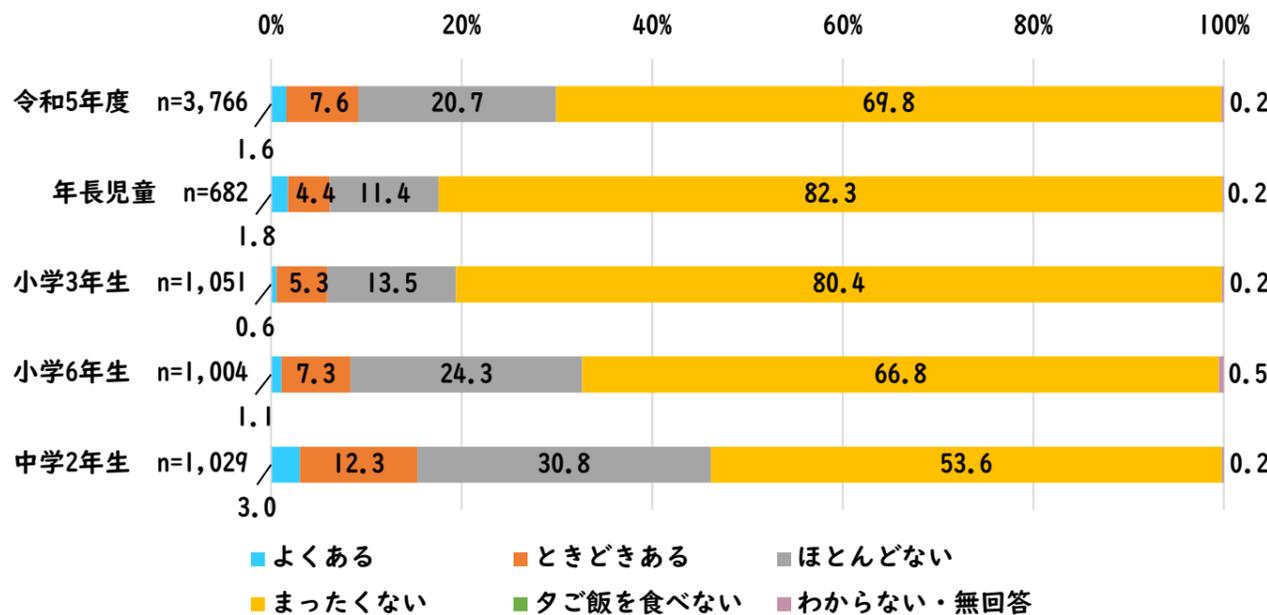
【1人（または子どもだけ）で朝食を食べることがあるか】

《回答者：保護者》



【1人（または子どもだけ）で夕食を食べることがあるか】

《回答者：保護者》



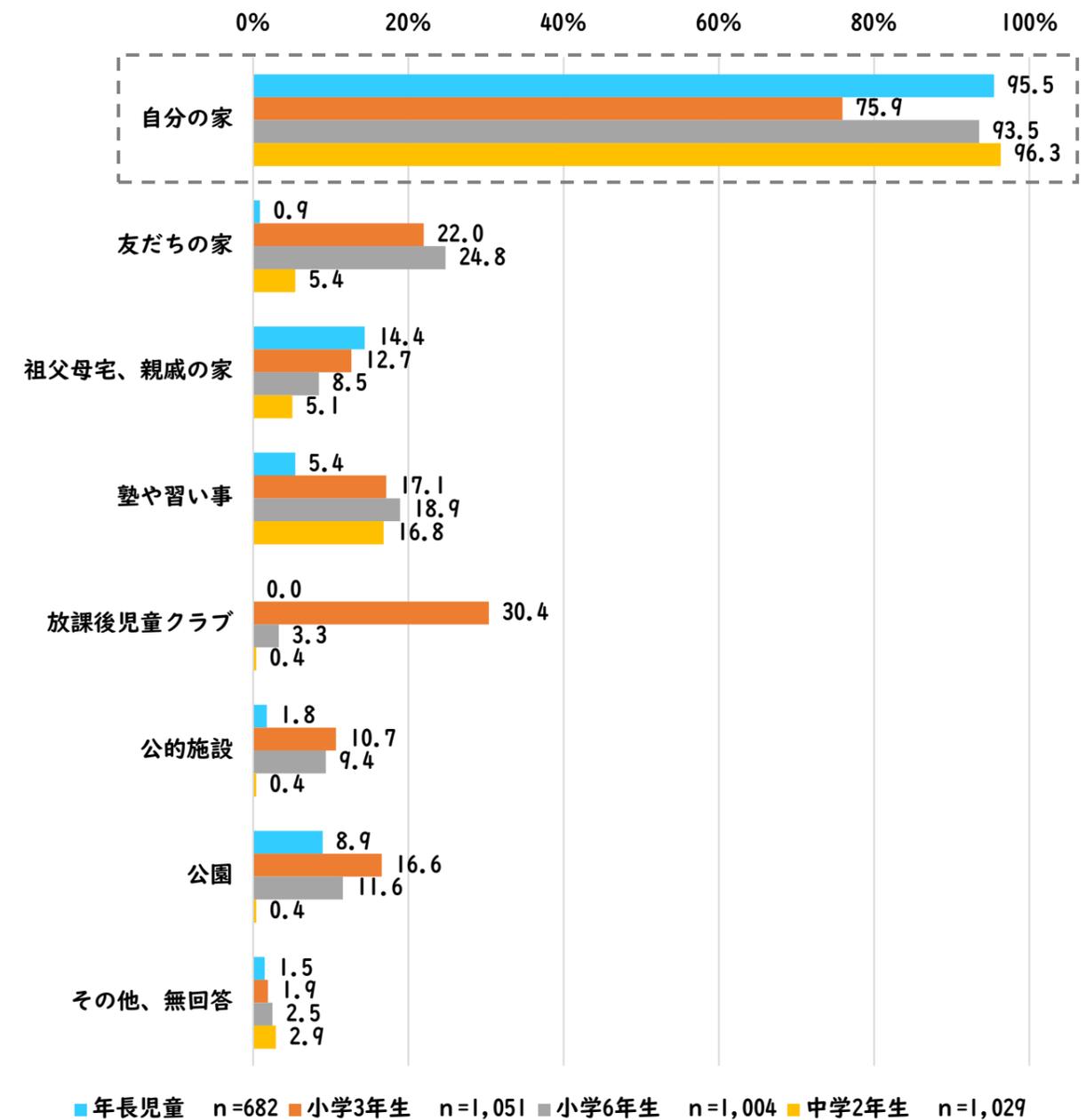
◆ 降園後・放課後に過ごす場所について、どの学年においても「自分の家」が最も多く、夏休みや春休みなど長期休暇においても同様の結果となりました。

子どもに自宅は心がほっとする場所かを聞いたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」の合算値が95.0%と、平成30年度と比べて5.3pt高い結果となり、多くの子どもにとって自宅は安心して過ごせる場所と捉えられています。

引き続き子どもの意見を聴きながら、居場所の在り方について検討を進めていきます。

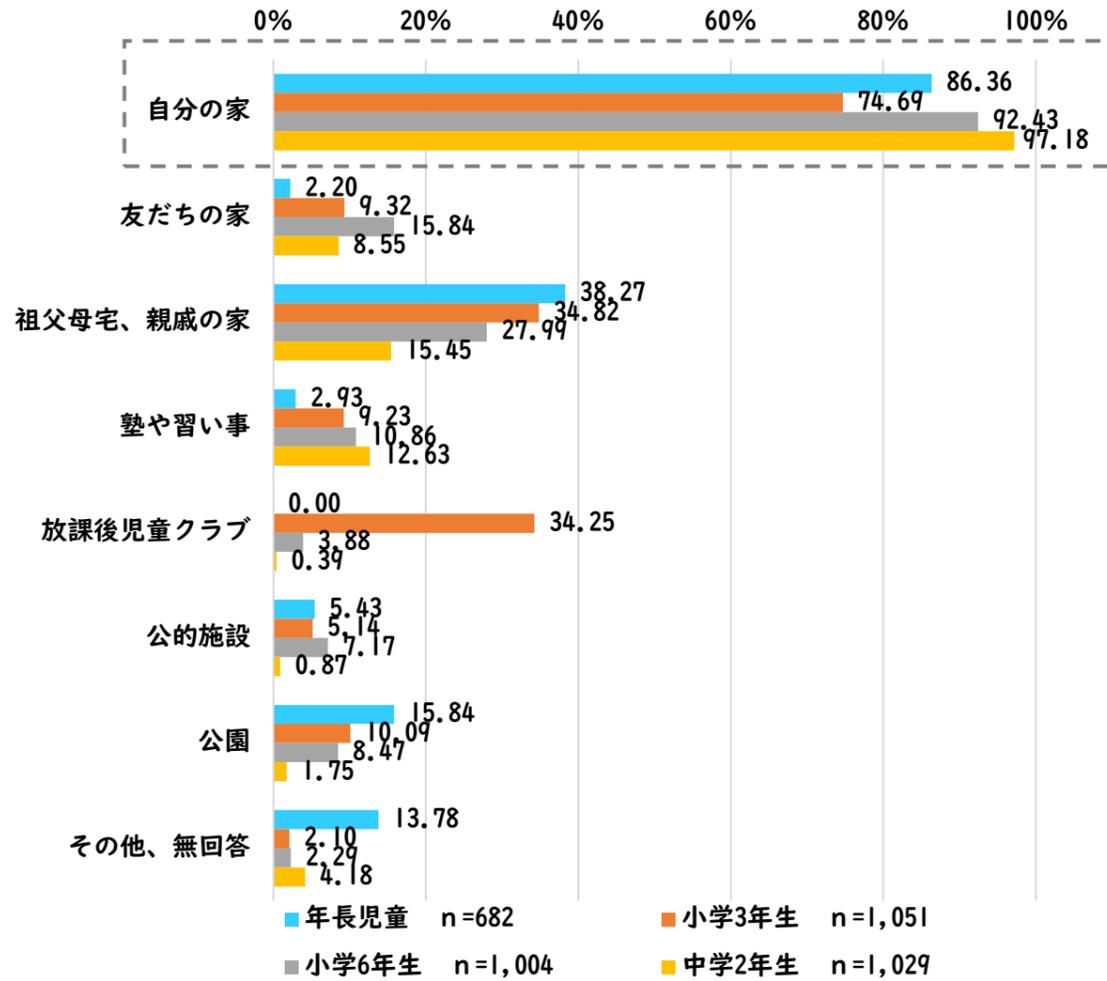
【降園後・放課後過ごす場所】

《回答者：保護者》



【長期休暇（夏休みや春休みなど）の日中、過ごす場所】

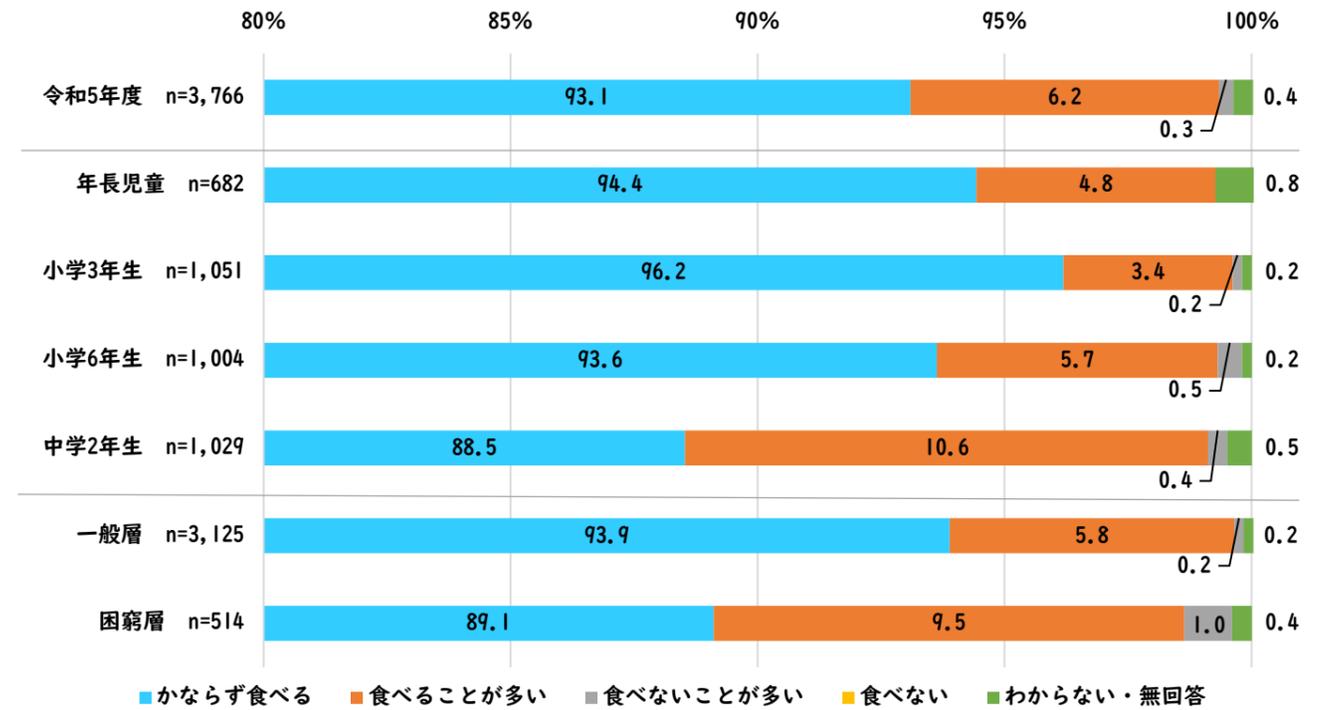
《回答者：保護者》



◆ 休日や長期休暇（夏休みや春休み）の際、昼ご飯を食べているか聞いたところ、99.3%が「必ず食べる」「食べることが多い」と回答しました。休日や長期休みに昼ご飯を「食べないことが多い」「食べない」とした理由の大半は、「昼（朝）ご飯を兼ねて朝（昼）ご飯を食べるから」「休日や長期休みに昼ご飯を食べる習慣がないから」であり、「家に食べるものがないから」「家の人が昼ご飯を作ってくれないから」「家の人がご飯代金をくれないから」と回答した子どもはいませんでした。

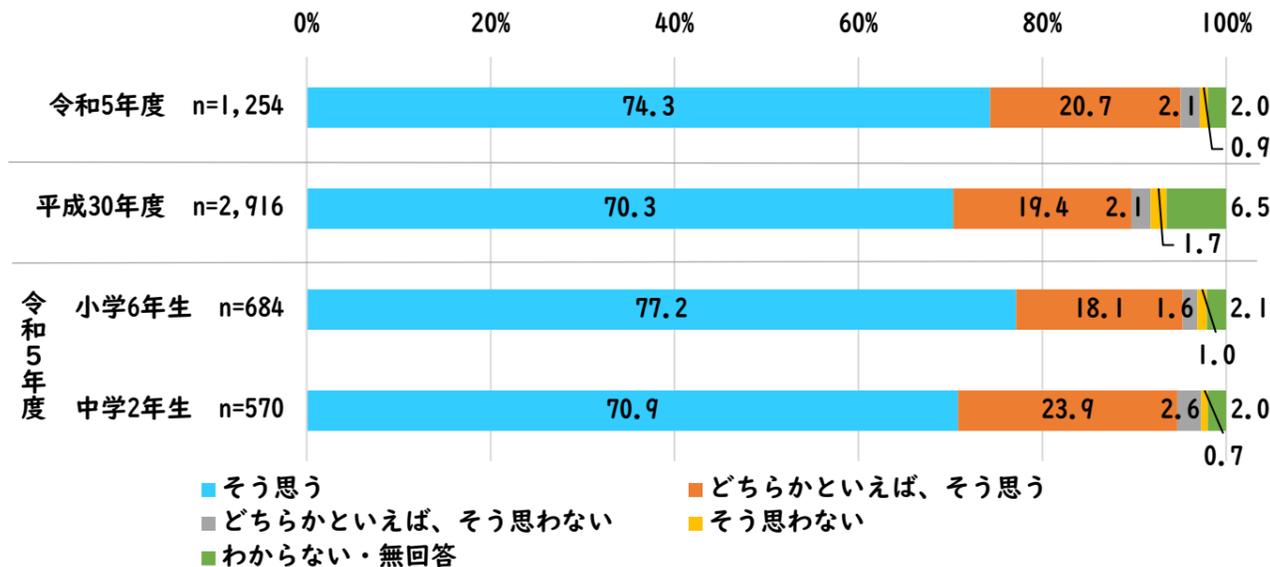
【休日や長期休暇（夏休みや春休みなど）の際、昼ご飯を食べているか】

《回答者：保護者》



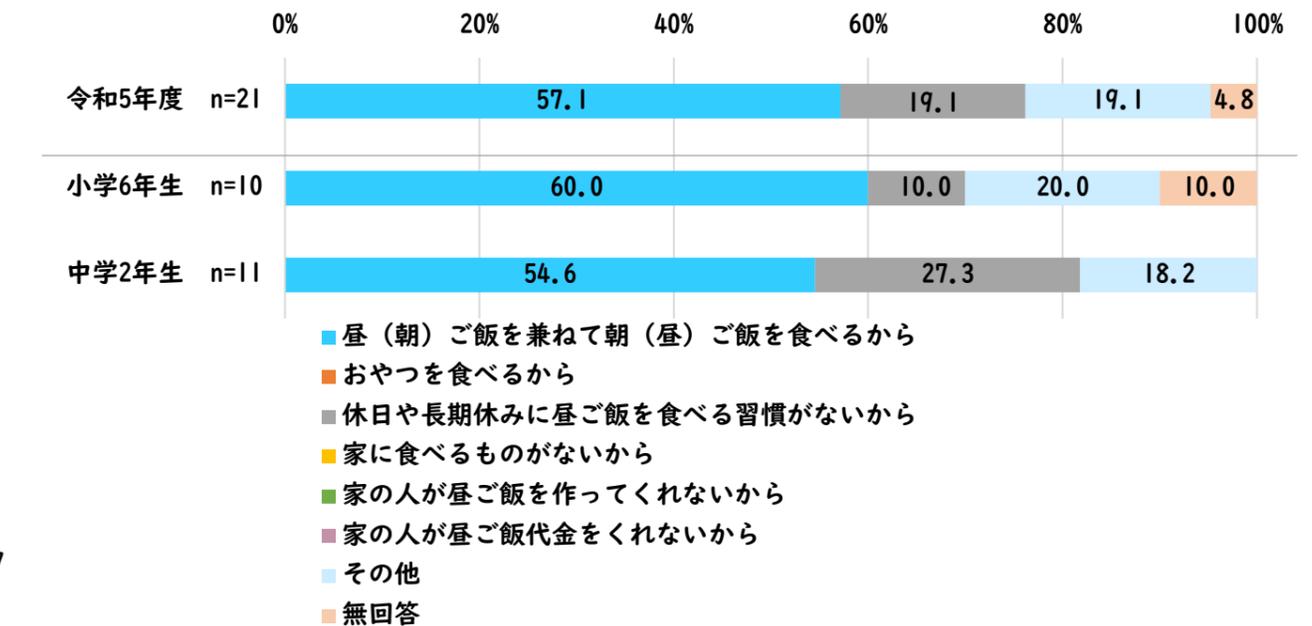
【自宅は心がほっとする場所か】

《回答者：子ども》

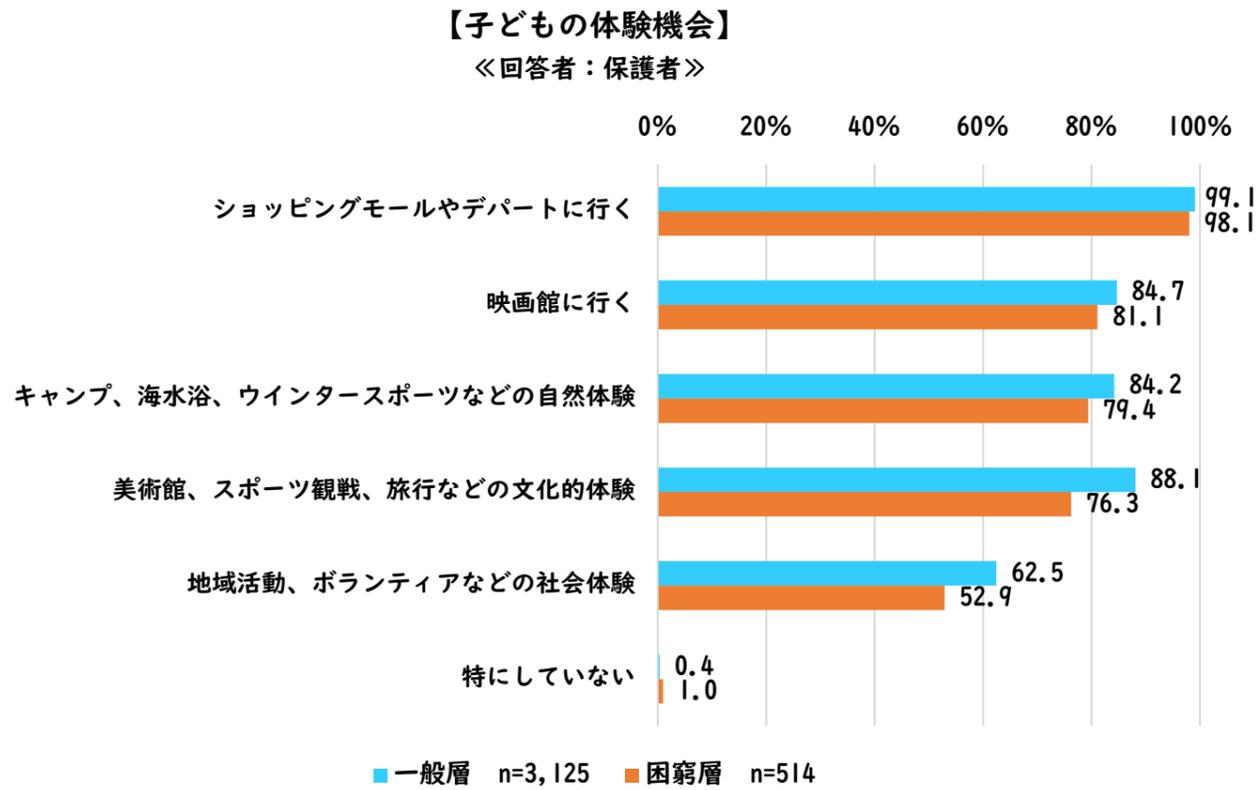


【休日や長期休みに昼ご飯を食べないことが多い、食べない理由】

《回答者：子ども》

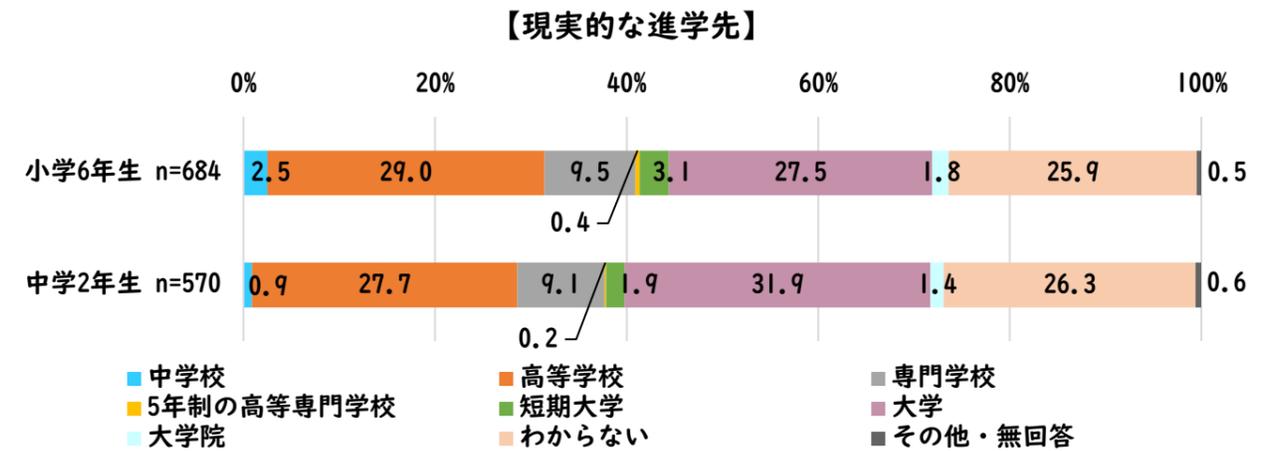
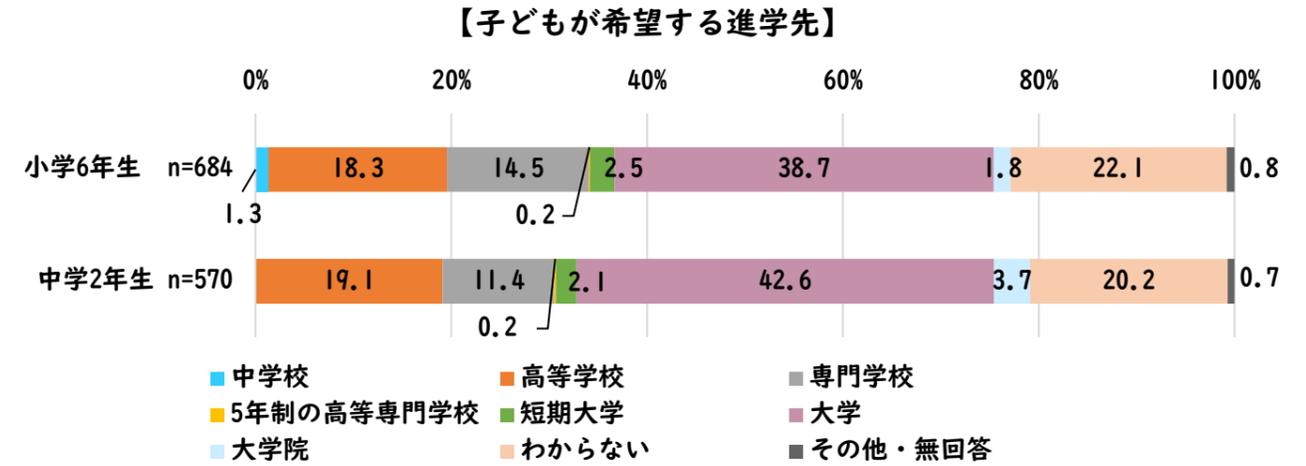


◆ 子どもの体験機会について保護者に聞いたところ、一般層に比べて困窮層は各種の体験機会において割合が低く、非日常的な体験になるほどその差が大きくなりました。



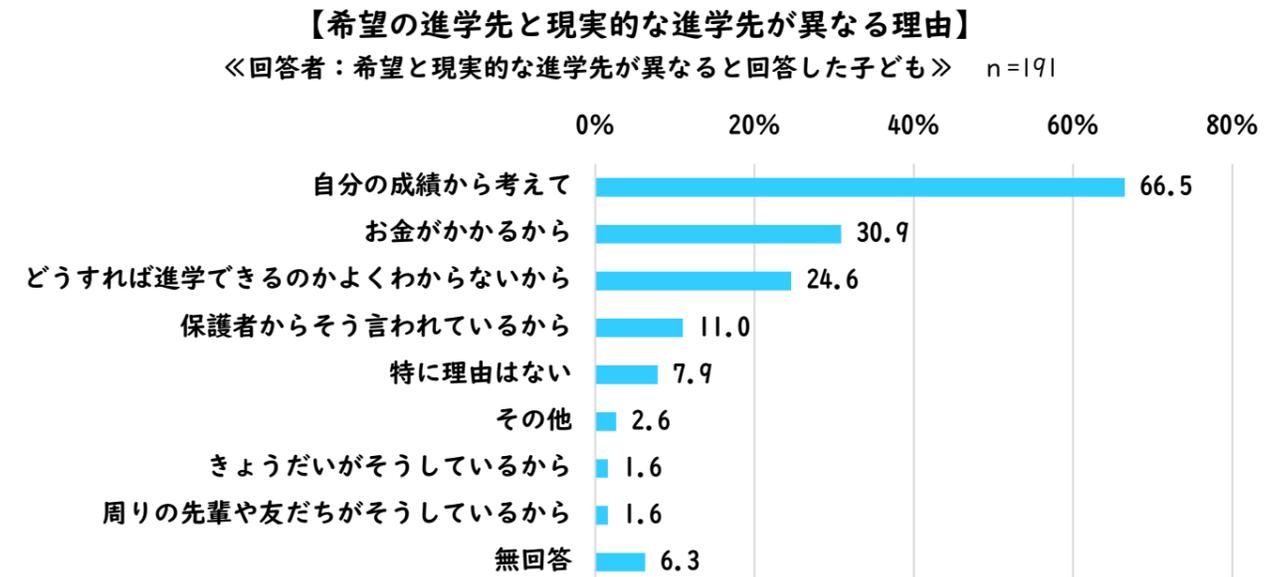
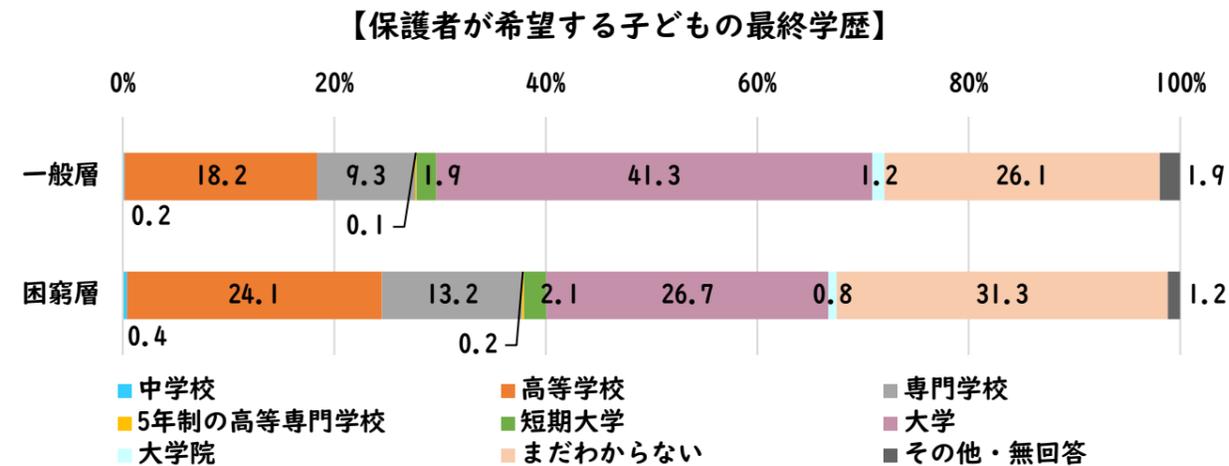
◆ 子どもが希望する進学先について、いずれの学年においても「大学」が最も多く、「高等学校」は2割程度でした。

現実的な進学先は、いずれの学年においても「大学」の割合が約10pt下がり、「高等学校」の割合が約10pt上がりました。その理由としては「自分の成績から考えて」が66.5%で最も多く、次いで「お金がかかるから」が30.9%という結果となりました。



(4) 教育・進学について

◆ 保護者が希望する子どもの最終学歴について、「大学」と答えた割合は一般層で41.3%、困窮層で26.7%でした。「高等学校」と答えた割合は、一般層及び困窮層においてほぼ同率でした。



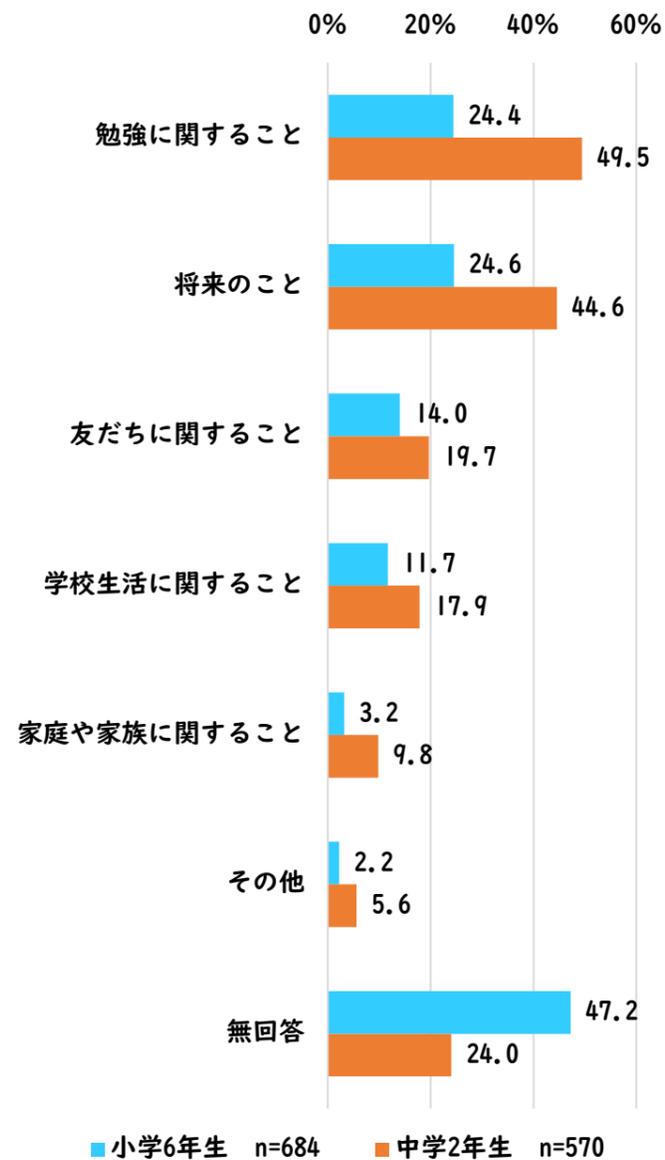
(5) 子ども自身の考えについて

◆ 子どもに現在悩んでいること、心配なことや、困っていることがあるか聞いたところ、いずれの学年においても「勉強に関すること」「将来のこと」が多い結果となり、学年が上がると、将来のことをより現実的に考えている様子が伺えます。

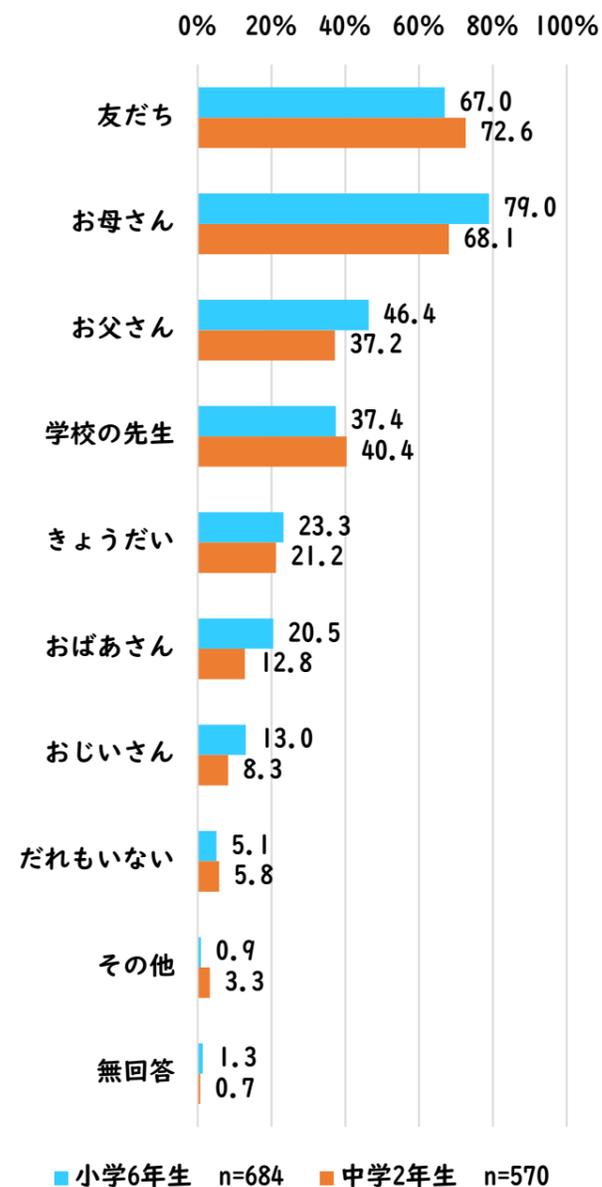
悩みや心配なことがあるときの相談相手は、小学6年生においては「お母さん」や「お父さん」など、家族へ相談する割合が高く、学年が上がると「友だち」や「学校の先生」など、家族以外へ相談する割合が高くなりました。

また、普段の生活で楽しさを感じるときは、「友だちと一緒に過ごしているとき」「家族と一緒に過ごしているとき」が多い結果となりました。

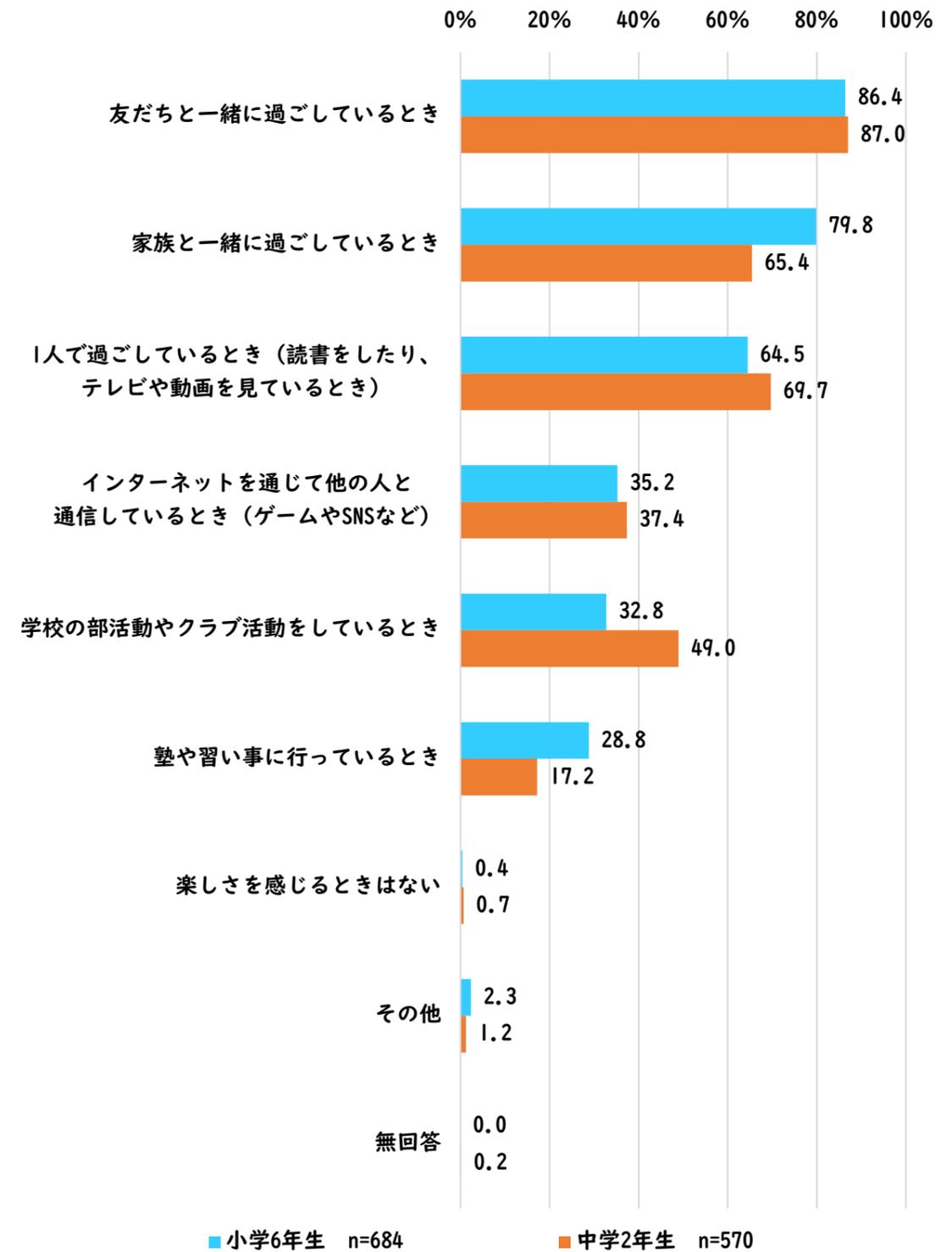
【今、悩んでいること、心配なことや、困っていることがありますか】



【悩みや心配なことがあるときの相談相手】

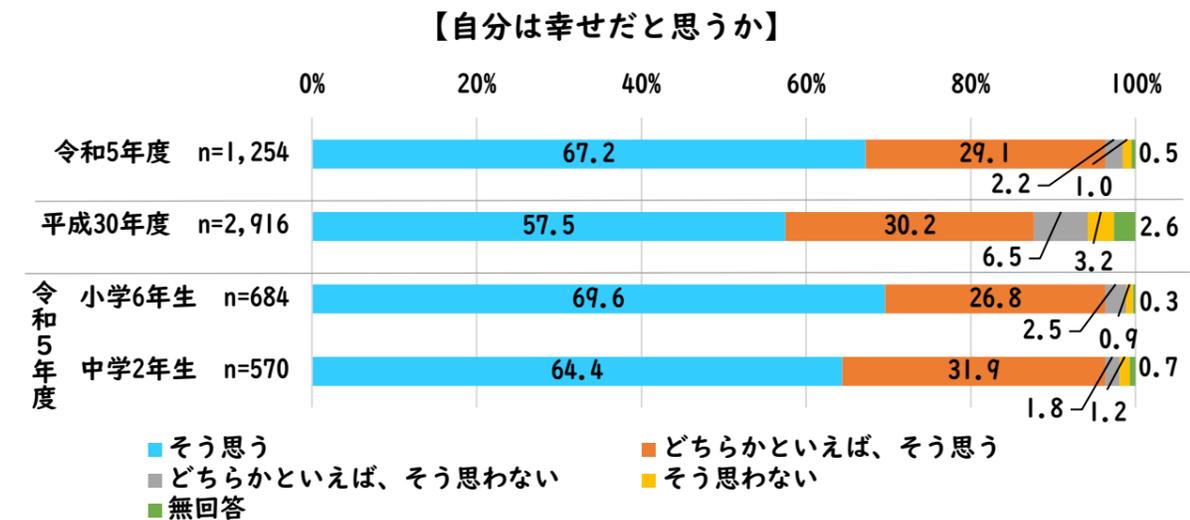
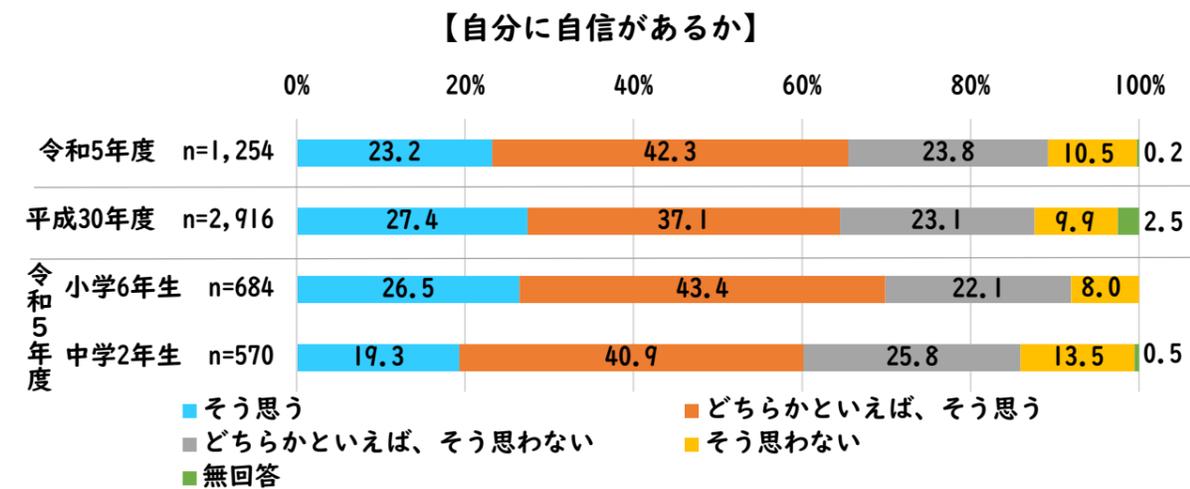
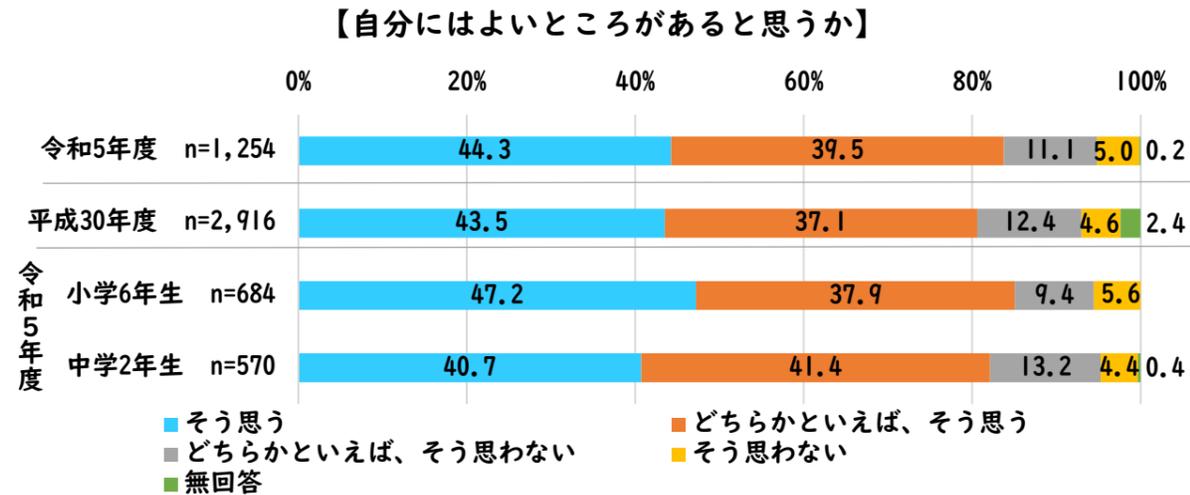


【普段の生活で楽しさを感じる時】

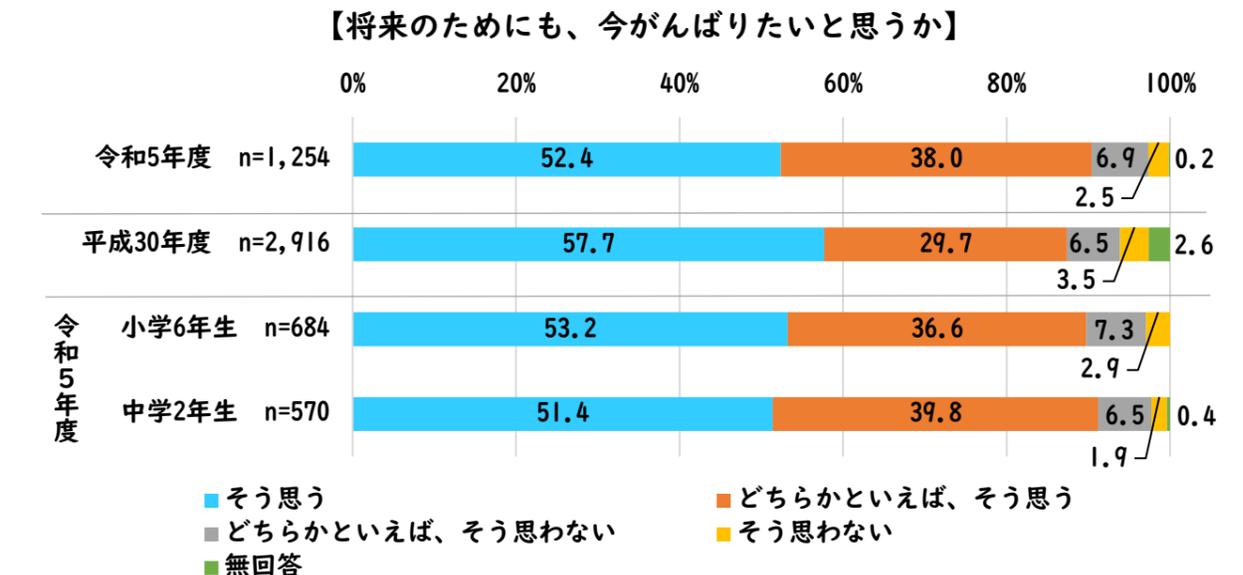
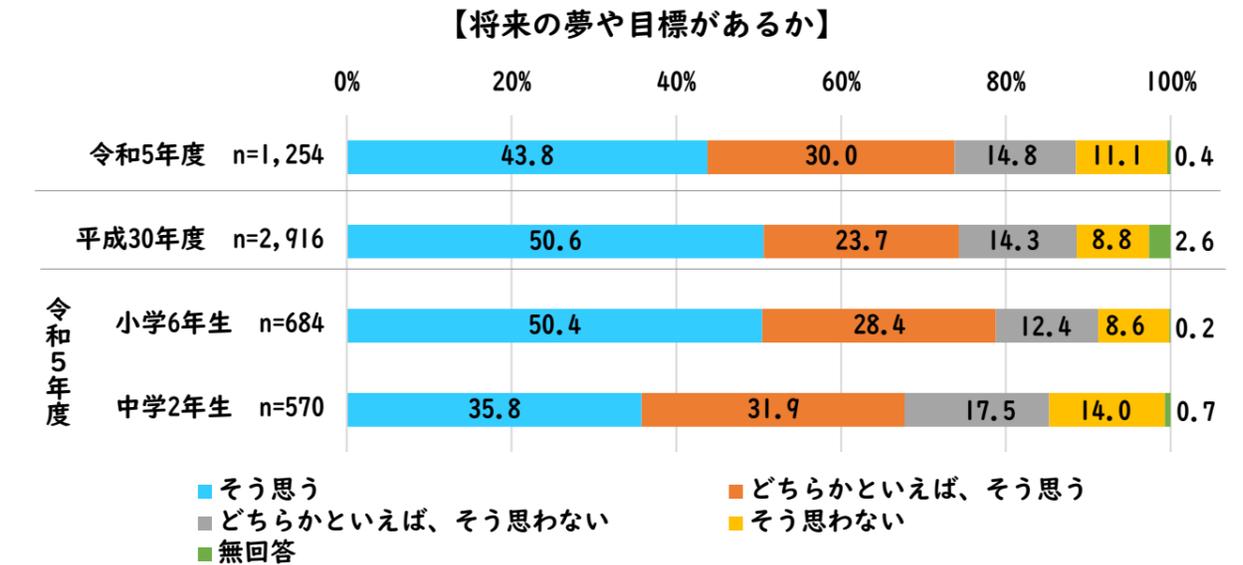
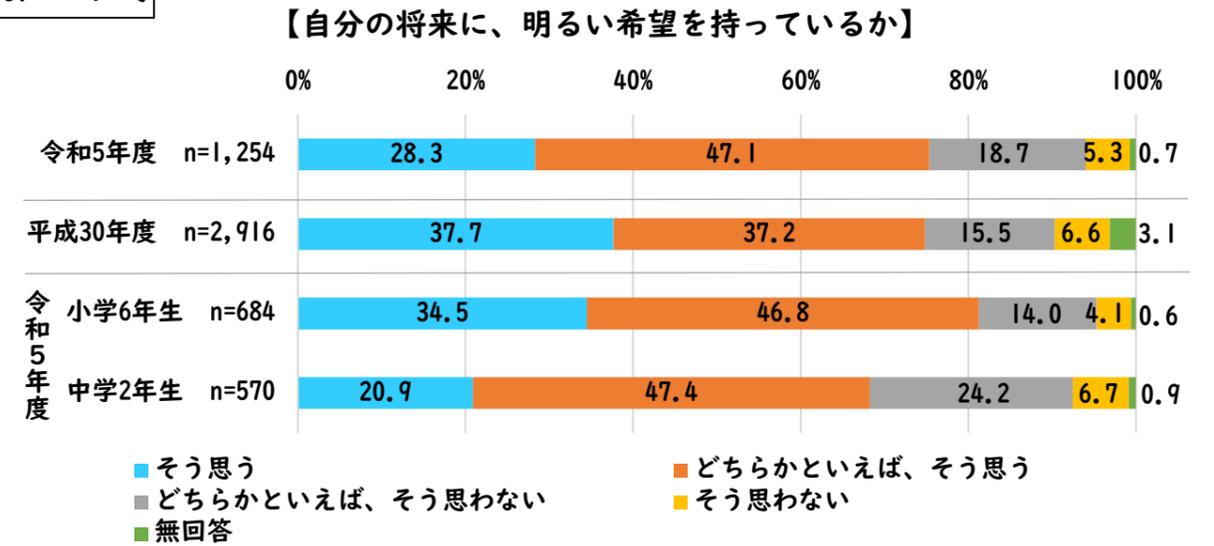


◆ 子どもに自分にはよいところがあると思うか等、現在の気持ちについて聞いたところ、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合は、平成30年度に比べて微増しています。また、子ども自身の将来に関することについては、平成30年度とほぼ同様の傾向となっています。多くの子どもが夢や希望を持ち、将来のためにも今、がんばりたいと考えていることが伺えます。

現在の気持ちについて



将来について



(6) 子どもの権利について

◆ 保護者に子どもの権利学習テキスト「えがお」の認知度について聞いたところ、「内容まで知っている」「内容はわからないが名称は知っている」の合算値が平成30年度に比べて9.8pt高くなりました。

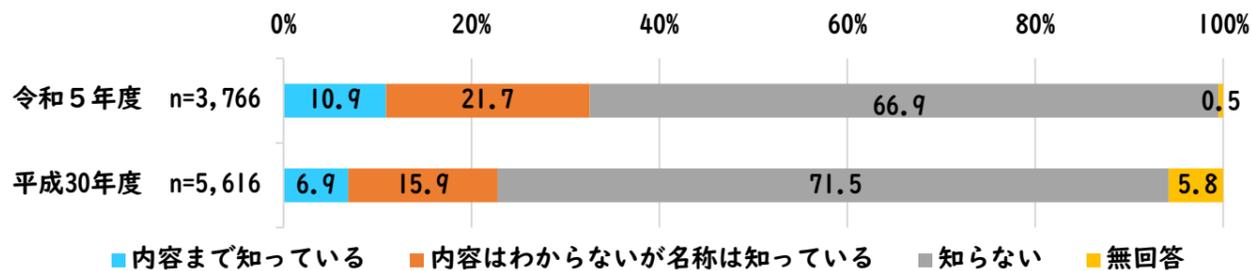
また、「ヤングケアラー」の認知度について、保護者の67.9%が「知っているし、意味も理解している」と回答したのに対し、子どもは32.2%という結果となりました。引き続きヤングケアラーに関する普及啓発が必要です。

子どもの権利の認知度については、約7割の子どもが「知っている」「だいたい知っている」と答えました。

また、子どもの権利を守るためにあるとよい取組について聞いたところ、「困ったときに気軽に相談できる場所」を望む子どもが最も多い結果となりました。

【子どもの権利学習テキスト「えがお」の認知度

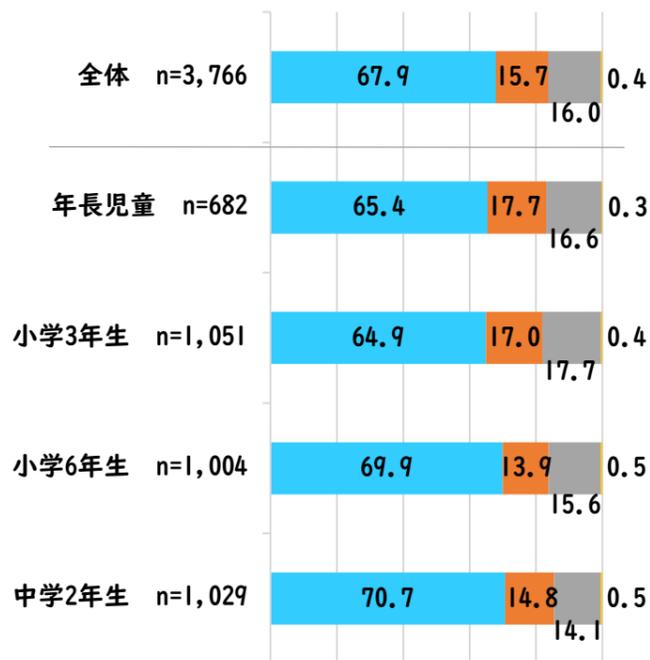
《回答者：保護者》



【ヤングケアラーの認知度

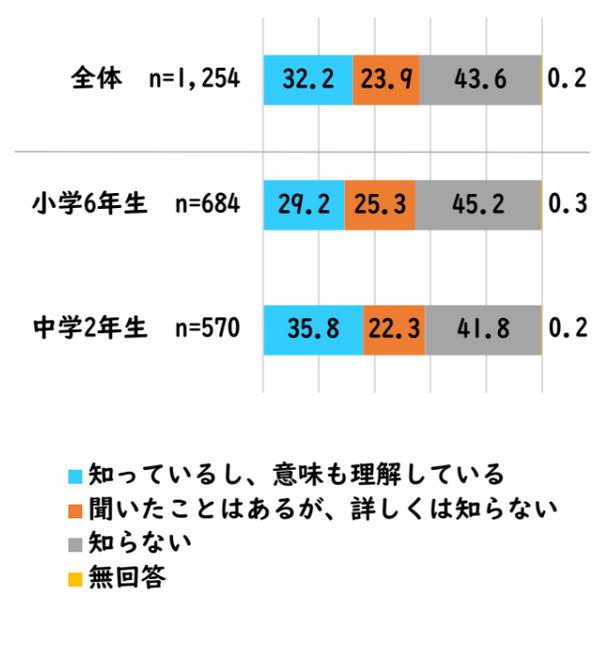
《回答者：保護者》

0% 20% 40% 60% 80% 100%



《回答者：子ども》

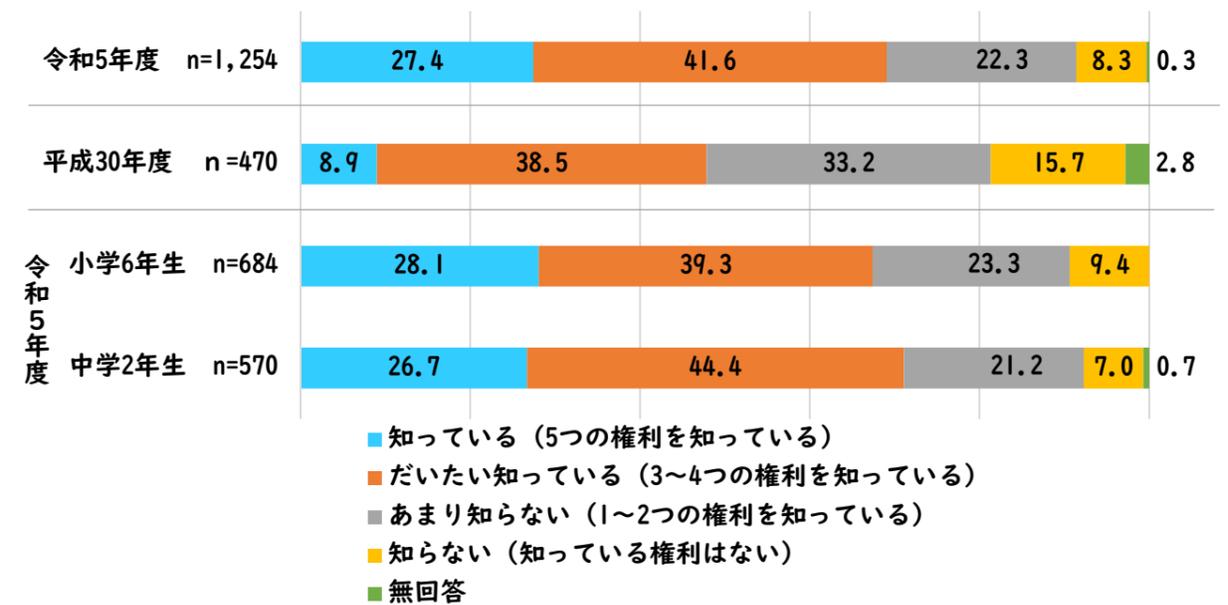
0% 20% 40% 60% 80% 100%



【子どもの権利の認知度

《回答者：子ども》

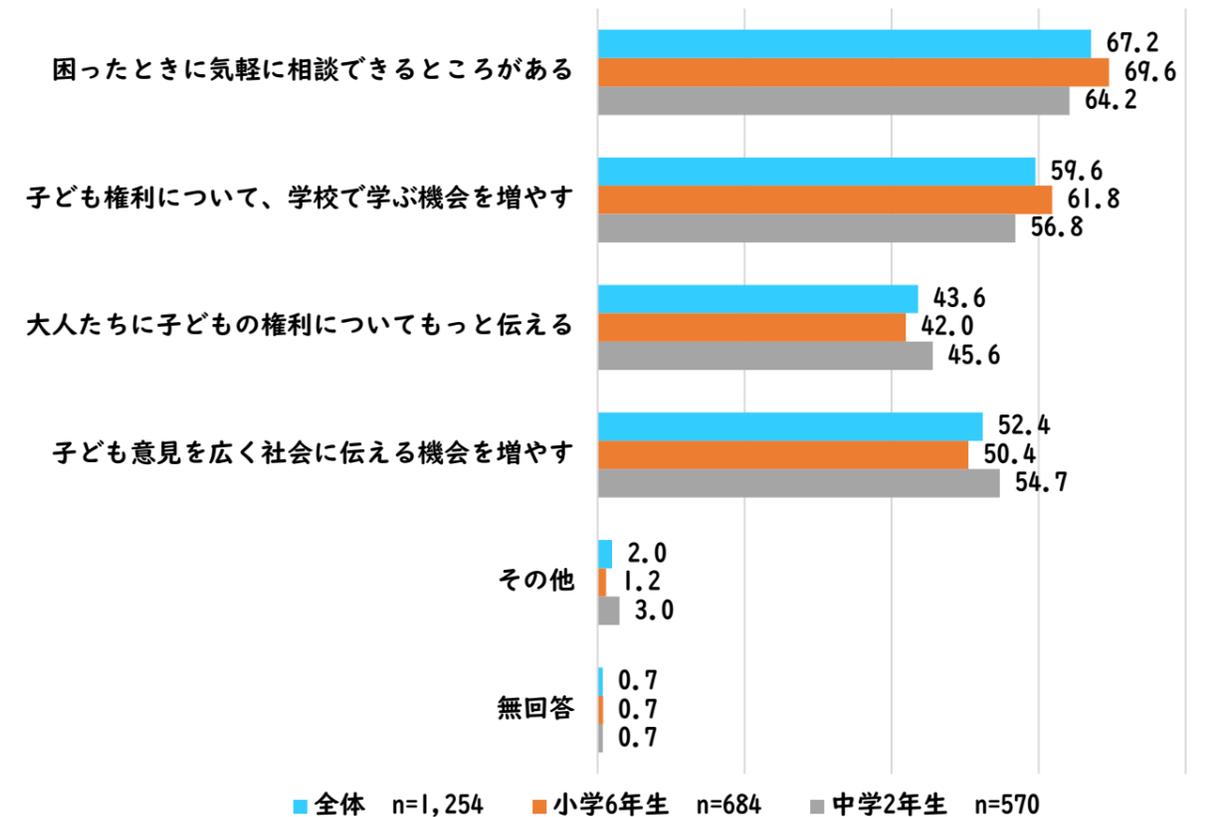
0% 20% 40% 60% 80% 100%



【子どもの権利を守るためにあるとよい取組

《回答者：子ども》

0% 20% 40% 60% 80%



◆ 地域が安全で安心して暮らせていると感じる子どもの割合は 98.6%であり、子どもたちにとって地域が安心できる場所として捉えられていることが伺えます。

【住んでいる地域で安全で安心して暮らせているか】

《回答者：子ども》

